

平成20年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び延会 平成20年12月16日 午前10時00分 開会
午後 5時12分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 赤井 佐太郎	2番 朝岡 佐一郎
3番 西井 覚	4番 藤井本 浩
5番 吉村 優子	6番 阿古 和彦
7番 川辺 順一	8番 川西 茂一
9番 寺田 惣一	10番 下村 正樹
11番 岡島 辰雄	12番 野志 昭
13番 西川 弥三郎	14番 南 要
15番 亀井 一二三	16番 高井 悦子
17番 白石 栄一	18番 石井 文司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山下 和 弥	副 市 長	杉岡 富美雄
収 入 役	吉田 新之助	教 育 長	吉村 正好
総 務 部 長	大武 勇 吉	都 市 産 業 部 長	石田 勝 朗
保 健 福 祉 部 長	花井 義 明	教 育 部 長	高木 久 雄
水 道 局 長	安川 登	消 防 長	北川 武 雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中島 克比虎	書 記	中嶋 卓也
書 記	西川 雅大		

6. 会議録署名議員 7番 川辺 順一 10番 下村 正樹

7. 議事日程

日程第1 議第76号 工事請負契約の変更契約の締結について
日程第2 認第75号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第3 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	2	朝 岡 佐一郎	「平成21年度予算編成に対する要望」に関して、今後の各事業における取り組みについて	市 長 担当部長
2	5	吉 村 優 子	今後の街づくりについて	市 長
			観光について (観光駐車場整備等について)	市 長
3	16	高 井 悦 子	市長公約について (来年度予算編成方針)	市 長 担当部長
			国保証の交付について	市 長 担当部長
4	4	藤井本 浩	市長の選挙公約について (公約実現に向けての取り組みについて)	市 長
5	1	赤 井 佐太郎	安全と安心について (貯水槽、市内(市所有)の建物の耐震) (通学路の安全)	市 長 水道局長 教育長
6	17	白 石 栄 一	山下市長の市政に取り組む基本姿勢について	市 長
			葛城山麓等めぐまれた自然環境と景観の保全について	市 長 担当部長
			葛城市納涼花火大会について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

石井議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しております。これより平成20年第4回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

まず初めに、報道機関からの撮影の申し込みがありますので、ここでお諮りいたします。報道関係者から写真撮影の申し出が出ておりますので、これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議場内の撮影を許可することに決しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第76号議案を議題といたします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。6番、阿古君。

阿古総務文教常任委員長 去る12日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議第76号議案につきまして、15日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果を報告いたします。

若干の質疑と工事請負契約議案審査には、以後は仮契約書の添付をするようにとの要望があり、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、簡単ではありますが、当委員会の報告といたします。

石井議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第76号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

次に日程第2、議第75号議案を議題といたします。

本案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査報告を委員長に求めます。

11番、岡島君。

岡島民生水道常任委員長 去る12日の本会議におきまして民生水道常任委員会に付託されました議案につきまして、15日午後2時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

議第75号議案についてであります。質疑では、本規約の変更は本年6月の定例会で提案され、委員会、本会議でも否決された内容と全く同じものであるが、この規約変更の理由について改めてお伺いしたいという問いに対し、その理由は、広域連合長、副連合長とも非常勤の市町村長で兼務されていることから、執行機関と理事者側の意思の疎通が図れないということがあり、一堂に会しての会議の場の設定や決済を受ける日程調整等がうまくいかないことがある。また、事務を執行する上で、市町村の専門職員が派遣されているが、今までのやり方がささいな部分で相違があり、組織としてしっくりいっていないことなどから、事務局を管理する立場、それから執行者である理事者側と連絡調整する立場の人が重要な役割を担うということから、常勤の副広域連合長がどうしても必要になるという答弁があり、また、天下りの問題について、市長は連合長や副連合長などの関係者に会い、どのような説明を受けた結果、その懸念が晴れ、提案の運びとなったのか、という問いに対し、今回の副広域連合長に当たっては、広域連合長から県に人的支援として知事に要請されたものであり、現在予定されている人は平成16年には福祉部の保健福祉課長、平成18年には長寿社会課長、平成19年には福祉部次長に就任されており、前任の国保老健を含め、この分野のエキスパートとして我々もよく認識している人であり、また、平成13年度から3年間、十津川村の助役として勤務され、市町村等の行政に関する経験もある54歳という年齢で、この若い人を天下りというものには当たらないであろうと考えているという答弁がありました。

また、今回の再提案は憲法に規定された議会の役割と地方自治法に規定された議会の権限に基づき決定されたものをくつがえすというものである。市長の懸念が晴れたからといって提案されても、軽々しく賛同できるものではなく、葛城市議会の責任、存在の意義が問われる重大なことであり、その点での所見を求めたいという問いに対し、議決権をないがしろにしているのではない。それぞれの議会で責任を持ち、判断をしていった議案である。ただし、この議案については奈良県全体の後期高齢者の広域連合会、自治体がとまってしまっているということに関して、私なりに判断をして反対理由を述べた部分が払拭されれば、葛城市の議員の皆さんにもご理解いただけるかもしれないとの思いで、広域連合長、副広域連合長など4人の方々に会って、言葉だけではなく証みたいなものを持ち帰ることができないかと考えていたが、11月28日に給与の面で踏み込んだ資料をいただき、それを証として議員の皆さんにも説明できるということで、議案としては全く同じ内容であるが、公式文書として提出いただいたことをもって提出するのに足りるのであるという判断で今回議案を提出させていただいたという答弁があり、また、6月議会では広域連合の組織の常勤の副連合長を設置することの重要性は十二分に認識していたが、常勤の給与の大幅な引き上げ、天下り先になること、市町村及び被保険者の負担がふえることを危惧して反対したもので、9月議会では

危惧したことについて何ら変化がなく、上程されようとした議案が取り下げられた。12月議会で提案されたときにはその辺のことを払拭できるような材料を返答いただきたいと述べてきた経緯がある。本日の答弁を聞き、反対していた理由が払拭できたのではないかと思うが、6月議会で付帯決議をつければとの話もあったが、こちらから付帯決議をつけるというのと、広域連合から文章をいただくという重みの違いが本日提案の成果になったのではと考えるが、市長の見解はという問いに対し、いろいろと我々の前任者なりまた前市長、前副市長なり皆が働きかけをした結果の最前列に私がいるというだけの話で、今まで積み重ねてこられた努力の結果であると思っているという答弁がありました。

また、この制度が4月から発足し、当初さまざまな国の制度にかかわる手続の変更等で周知徹底不足があつて、高齢者の皆さんには心配をかけていた経緯がある。当初の制度から軽減措置がふえてくるということであるが、葛城市の現状は円滑な運営がされているのかという問いに対し、口座振替の変更や軽減のことなど、10月から被扶養者に対しても保険料の徴収が始まっているが、当初よりもいろいろな軽減があつて、本人の負担がふえていないということになっている。当初心配していたいろいろな苦情等も最近はないということなので円滑に変更できていると思っているという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

石井議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、亀井君。

亀井議員 ただいま民生水道常任委員長の委員長報告に対する質疑ということでございますので、私、聞いておりましたら、若干いろんな面で疑念に思う部分もありますので、質疑をさせていただきたい。

この案件は、先ほども長々と委員長がおっしゃいました委員長報告の中にもありましたように、6月議会上程をされ、民生水道常任委員会に付託をされた案件でございます。そうした中で、6月議会の民生水道常任委員会では4対1の数をもって否決をされました。そうした中で、県下39市町村の中でその時点では葛城市が否決、御所市議会がまだ上程になっておられない。あとの県下の市町村は全部可決をされました。そうした案件で、ただいまの委員長の報告の中にもありましたいろんな疑念は、その6月の議会の時点でも理事者から説明があり、我々は賛成をしてまいったところであります。それが10月で山下市長になり、県下の奈良の市長、また副連合長なりといろいろ面談した結果、自分の疑念が払拭されたという理由で12月議会上程案件として出された議案であります。先ほどの委員長の報告で、28日に奈良の市長から送付をされ、いろいろ疑念が払拭されたということで、短時間の間に委員会に報告され、どうした経緯をもって今の委員長報告があつて各議員さんが理解されたのか。

その点を委員長に聞かせていただきたい。

委員会の流れ聞いてんのじゃ。何、言うてるんだ。言わんかい。

(「この場合についての質疑は、委員長報告に対する質疑は成立しません」の声あり)

亀井議員 議長止めんねんやったら止めて、議運でも全協でも開かんかい。

石井議長 休憩いたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時35分

石井議長 再開いたします。

ただいま亀井議員からの質疑に対して、岡島委員長、ご答弁お願いいたします。

11番、岡島君。

岡島民生水道常任委員長 今報告させてもらったとおり、流れはそういうふうなことでございます。

以上でございます。

石井議長 ほかに質疑はございませんか。

15番、亀井君。

亀井議員 私の委員長質疑に対しまして、この定例会、休憩までとっていただいたということで、非常に我が葛城市議会の委員会のあり方を再度また徹底的に議論をされますように、議会運営委員会なりで諮っていただきたいという趣旨を申し上げまして、これ以上やると、質疑に対しての答弁はできないということを聞いております。そうした中で委員会の流れを聞いただけであって、今、委員長の報告のような先ほど報告した流れであるというただ簡単な一言で、残念でございますが、これ以上議会を混乱させるわけにはいきませんので、ここは私の質疑をとめさせていただきます。済みませんでした。

石井議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 委員長報告ありました議第75号の奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、反対の立場から討論を行います。

75歳という年齢だけで後期高齢者と決めつけられて、後期高齢者医療制度に加入させられ、多くの人から高い保険料を有無を言わず年金から天引きをし、しかも他の世代と医療の内容を差別、制限する医療差別が押しつけられました。高齢者の尊厳を踏みにじる後期高齢者医療制度への怒りはますます広がっています。今、後期高齢者医療制度の中止、撤廃の取り組みは党派や世代を超えた協働が広がっており、参議院では我が党や民主党など野党が共同提案した廃止法案が可決をいたしました。世論に押され、与党内でも廃止や見直しの声が上がっています。我が党は、衆議院でも可決されるべく、全力で頑張ることをまず表明するものであります。

さて、反対理由の第1は規約変更の理由についてであります。広域連合の迅速な決済や意

思決定、円滑な運営を図るなどと説明されていますが、設立当初に提案された規約の内容は関係市町村の長から連合長や副連合長を選任し、しかも連合長、副連合長は無報酬で職務を担当することとされ、県民や市町村の負担に配慮した提案でありました。それが、広域連合の設立からわずか1年余り、後期高齢者医療制度が4月にスタートしてから3カ月もたたないうちに、常勤の副連合長を新たに選任、補強しなければ広域連合の重要な役割を担う執行機関の意思決定や運営に支障を来すという事態に陥ったということでもあります。市町村長が多忙なこと、非常勤であることも、これはだれもがわかっていたことでもあります。もともと後期高齢者医療制度の運営主体は都道府県を予定されていたにもかかわらず、都道府県が拒否をしたために、広域連合という非常に責任があいまいな市町村の寄せ集めの運営主体ができたものであります。何とかなるだろうと規約を提案した設立準備委員会、執行機関の責任は重大と言わなければなりません。何よりも、さきの6月議会で今度は大丈夫だからといって、提案された変更案が反対多数で否決されているのであります。その半年後になって、はい、そうですかと認められるものではありませんし、到底被保険者、県民の理解は得られないものであります。

さらに、常勤の副連合長は後期高齢者医療制度の運営主体を拒否した県の幹部職員を選任することとなっています。新たな副連合長ポストを格好の天下り先として規約を変更して、県に提供することにほかなりません。当初の構想では、連合長や副連合長などの執行機関のメンバーは無報酬の関係市町村の長から選任し、少しでも負担を軽減しようとするものであります。ところが、今度の規約の変更によって、当初の規約の趣旨を180度くつがえすことでもあります。とても賛同できるものではありません。

最後に議会の役割権限についてであります。議会の役割は、地方自治体の意思決定機関として憲法上に明確に規定され、議会にはその役割と責任を果たすために、議決権を中心に選挙権や調査権などの権限が地方自治法に規定されています。とりわけ議決権は議会の権限中最も基本的であり、本質的なものであります。議会はこの議決権を行使して、市長から提案された事件に対して可否を表明することが最も重要な責務とされております。議決は、提案された事件に対する議員個々の賛成反対の意思表示、つまり議員の最も基本的な権限である表決権の集約により、多数決の原理に従って議会の意思決定をすることでもあります。この議決により、葛城市という団体の意思を決定したことになり、議員個々の意思にかかわらず議員を拘束し、市長等執行機関はもちろんのこと、内容によっては市民をも拘束することになるのであります。本件の場合は、広域連合の運営を拘束することになるのであります。さきの6月定例議会が、葛城市としての意思決定を行うべく議員の表決権を行使した結果、否決された規約の変更議案と同様なものであります。今回の再提案は、議会の権限に基づき意思決定したものをくつがえそうというのであります。葛城市議会の責任、存在の意義が問われる重大な問題であり、市長が疑念が晴れたからといって提案されても、軽々しく賛同することができないものであります。

以上、討論を終わります。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

5番、吉村君。

吉村議員 ただいま上程されています議第75号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてありますが、本案件につきましては、6月議会で上程されまして以来一貫して賛成の立場をとっています。

ただ、その際、反対の立場で通された市長は12日の質疑で、自分の信念として疑念が晴れないうちは前には進まないという、6月議会を振り返ってそのように述べておられました。疑念が晴れない、すなわち簡単に言いますと、すっきりしない部分があるということになります。すっきりしない部分があり、そのことについて十分に確認をされないまま、7月には葛城市民の皆様へというチラシを新聞の折り込みで住民に広く配布されました。今回、疑念が払拭されたとする常勤の副連合長の給与の大幅引き上げや天下りについては、配布されたチラシを読まれた市民に対しましては当然のことながら説明責任があると思います。訂正チラシの早急なる配布を強くお願いしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

3番、西井君。

西井議員 議第75号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、私は去る6月議会におきまして、おおむね次のように討論させていただきました。過日行われた民生水道常任委員会での質疑に対しての部長、市長方々の答弁を聞かせていただき、広域連合の組織に常勤の副連合長を設置することの重要性を十二分に認識いたしましたところではございますが、この後期高齢者医療制度は4月の衆議院山口補選、6月の沖縄県議選でも大きな争点となり、皆様方もご存じのとおり、残念ながらいずれも与党が敗北しております。このように、住民が非常にこの制度自身の詳細に対する厳しい関心を持たれているとの認識のもと、今、国では与党みずからが被保険者の負担軽減策などの見直しをされようとしています。また、制度を利用した天下りと思われるおそれがあるわけであり、このようなとき、奈良県では住民の負担軽減などを図るより、みずからの組織のこのみを改正しようとする危機意識のなさに問題があるように考えます。したがって、政府、連合などによる次の見直し案が提案されるときにあわせてこの変更案を提出されるべきであり、当県の広域連合の危機意識に警鐘を鳴らす意味において、この変更案に賛成しかねるものでありますと述べました。

また、私たちのチラシには、葛城市民の皆様へという題目のもと、このたびの葛城市議会6月定例議会において、奈良県後期高齢者医療連合規約の変更案が提出されました。その内容は副連合長の人数を2名から3名に増し、なおかつふえた1名を、奈良県職員を常勤にするというものです。この規約変更案は県や厚生労働省の天下り先になるということ懸念し、それに加えて常勤の副連合長の給与も大幅に引き上げられ、被保険者及び各市町村からの負担がふえることは十分予測され、到底容認できるものではありません。我々議員は市民の目線でこの議案の内容を真剣に考え尽くして出した結果が否決というものでした。また、市長を初め、理事者側も立場上推進しようという提案されただけで、これ以上市民に負担をかける内容には賛同できない思いは変わらないことと思います。全国に先駆けて、奈良県後期高齢者医療連合の天下り容認を良識のある葛城市議会から認めるわけにはいきません。今回

の葛城市議会での否決の結果、奈良県後期高齢者医療連合における天下りを阻止することができたのではないかと思いますと、住民に報告させていただきましたが、私はさきに述べました6月議会におけるの討論及び先ほどのチラシで危惧した中身は、おおむね常勤の副連合長の給与分を大幅に引き上げることと、県や厚生労働省の天下り先になるという懸念と、被保険者及び各市町村からの負担がふえるとのことの3点でありました。

6月議会当時、3点に対してこちらから付帯決議をつければとの声もありましたが、しかしながら、昨日の民生水道常任委員会で市長及び副市長の答弁を聞かせていただければ、正副連合長や県の福祉部長などとの大変な交渉の結果、相手側の藤原連合長から当市長あてに副連合長の給与は県の部次長並みで、また被保険者及び各市町村からの負担の軽減を図るとの返答を引き出されたとのよしでございます。また、天下りを認めないとの約束を取りつけられたとの答弁もいただき、懸念していた3点が相手側からの約束の成果でおおむね払拭でき、市長の交渉の成果と思います。また、私たちの広域連合に対する警鐘も活かされたと思います。9月議会においても、この議案の取り下げ、12月議会で賛同できるための条件と申しました私の条件もクリアされており、6月議会の際の立場を変えて賛同させていただきたいと思っております。

なお、奈良県後期高齢者医療広域連合におかれまして、被保険者のための目線によるスムーズな運営をお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 引き続き、議第75号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本議案は広域連合規約にある特別職に対し、非常勤の副連合長2名のところに常勤の副連合長1名を追加し、煩雑な事務処理等後期高齢者医療保険制度の円滑な運営を図り、国からの制度の改定等にかかわる手続をより迅速に対応できることのために、必要不可欠な規約の変更であります。被保険者の皆様に初めさまざまな問題点を指摘され、当初想定外の混乱を生じていることを受けとめると、その円滑な運営を図るため、広域連合の運営体制が強化され、かつ意思決定機能が充実されることが急務であり、引き続き地方自治体関係者とともに十分連携しながら制度の趣旨、必要性を被保険者皆様にご理解いただく努力を重ねていくことが必要である。このように思われるものでございます。

この規約については、県下で構成する39市町村において各議会で審査され、全ての議会の議決をもって知事へ認可を申請し、その後の広域連合議会の議決が必要とされるとされております。ところが、去る6月議会において、本議会も上程し、所管の民生水道常任委員会に付託され、慎重に審査をいたしました。審査の結果は否決であり、その後の本会議においても賛成少数にて否決でありました。しかしながら、県下38市町村議会では全て議決をされたのであります。否決であった理由については、常勤の副連合長を配置することにより将来の天下りポストの温床になるのではないか、また報酬による人件費の増額で市町村の負担がふえることなどの懸念が予想されるとのことでありました。

私は6月議会の賛成討論でも申しておりましたとおり、天下りのポストではない、にはならない、非常勤の特別職を配置することの重要性を一貫して語らせていただきました。今もその思いは同じであります。そして、このたび山下市長は当時の反対姿勢でおられた議員時代の考えに対し、相互の理解を求めため、市長就任の後、すぐに広域連合長のもとに出向かれ、また広域連合関係者との面会を行い、懸念されている問題について話し合われたことにより、自身の懸念をしておりましたことは払拭いたしましたのご見解でございました。このような事情の経過を経て懸念が晴れ、この議案の重要性を再認識のもと、今回の追加議案として上程に至った。この経緯から思われますことは、実に私ども6月議会から一貫して賛成の態度であった議員各位の答弁をしまいにいたしましたことが正しかったということでございます。市長もご理解され、ご認識された。そのような理解を私はいたしております。大いに評価をさせていただくところでございます。

では今後、市長には県下38市町村議会、また多くの葛城市民の皆様へこの間の経過説明並びに広くご理解をいただけるようなご所見を早急に公表されることを強く求めておきたいと思っております。このたびの本議会の可決により、常勤の副連合長の配置が決まり、奈良県後期高齢者医療保険制度の運営が一層円滑な運用となり、奈良県の高齢者、葛城市の高齢者の方々安心して医療を受けていただくことができますことを望むものでございます。

私は6月議会で申し上げましたとおり、一貫してこの議案の重要性を語り、以上のような意見を申し述べ、本規約の変更に対し賛成とし、討論を終わります。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

12番、野志君。

野志議員 私は賛成の立場で議第75号議案について討論いたします。

去ることしの6月議会におきまして、この奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、私は反対の立場でございました。しかし、12月12日の本会議において、質疑での市長の答弁や昨日の民生水道常任委員会での市長、副市長あるいは市民課長の答弁で、私が懸念しておりました副連合長の給与にかかわる市の負担の問題やこの常勤副連合長のポストが県職員の天下り先になるおそれがある心配も払拭されました。そうしたときに、特にきのうの民生水道常任委員会でのその中で、市長は自分たちの問題でこの考えを変えたのではない、前市長あるいは副市長からいろいろ話があったということで、そういうことの話も聞きました。そうしたときに、やっぱり私自身は、この問題については私の心配しておりましたことが全部払拭されたので賛成といたします。

白石議員 ほかに討論はありませんか。

4番、藤井本君。

藤井本議員 ただいまの議第75号議案に、私も賛成の立場から討論いたします。

6月議会でも今回と全く同じ議案が提案され、私自身、賛成の立場で討論も行いました。しかしながら、残念に少数となり否決となったわけでありまして。なぜ、そのときに可決できなかったのかなど、今も不思議でなりません。そして市長が議員時代、強い信念を持って大きく反対されていた同じ議案を、市長になられたらすぐの議会で提案をされました。私は先

週の4日前、12日に提案された際の提案説明並びに私も含めまして4人からの質疑に対する提案理由の市長の答弁は、私自身決して納得しているものではございません。加えて、先ほど亀井議員からも質問がありましたけども、提案の仕方についても、追加議案として出され、4日間という検討する時間も短いなど、問題も残したと、私は考えております。そこで、私は2つの条件、要望をお願いして賛成したいと考えます。

その前に、その理由として、12日に提案されましたときの質疑の内容を整理し、確認しておきます。まず、市長は、議員時代、今と全く同じ議案に対しまして先ほどから出ておりますように、天下りの問題等を理由に反対討論までされ、我々賛成した者は、いや天下りかどうかは確認しようと。給与面についても確認しようと。今一度検討し、議論をやり直そうということで動議を上げ、継続審査の申し出もしました。しかし、それさえも全く応じられませんでした。そればかりではなく、それ以降、先ほどからも出ておりますように、葛城市の市民の皆様へと題し、新聞折り込みまで入れられました。多くの市民がそれを読まれていることでしょう。その中身は、先ほど西井議員が読まれましたけども、後期高齢者医療広域連合のこの規約の変更に反対された理由と、それを市民に理解と賛同を得ようとするものであります。新聞の折り込みとはいえ、相応の費用もかけられたことでしょう。そこまですながら、10月に市長に就任されるや否や、連合長、副連合長に早速足を運び、話し合いをした結果、自分が問題視をしていたことが払拭されたとのことであります。それであるならば、なぜ継続審議に依っていただけなかったのか。継続審議をして、もっと議論を深めれば払拭できたのではないかなど、私自身はそういう強い思いをもっております。また、他の議案と同じように、この議案についても早く提案すべきであり、なぜ日程が押し迫ってからの追加議案なのか。そういった質問に対しては、連合長からの公式文書とおっしゃいましたが、公式文書が来たのが11月28日で、その前日に行われました議会運営委員会に間に合わなかったとのことでございました。

こうした一連の流れ、経過について、ご判断が間違っていたのではないか、適切ではなかったのではないか。反省する部分はないのか、何人かのそういった質問もございました。しかし、市長は強くそのときそのときに信念を持って、正当性を主張し、自身を省みる言葉は一切見受けられませんでした。ましてや、私は記憶に強く残っているのでありますけども、市長の口から出た言葉に、私も政治家の1人であり、本当に印象に残っています。政治家であるからこそこうした流れになったのであれば、結果として払拭されたとおっしゃっていますけども、結果として約5カ月前、数カ月前と180度違うことをご提案されるのであれば、そのことを認めることが必要と考えます。

以上のことを踏まえて、冒頭に申し上げた2つの条件についてお願いをいたしたいと思っております。まず1点目は、何人かから出ております新聞折り込み広告を7月に入れられました。それを大事に持っておられる方もおられます。今回、当然に説明責任が発生すると考えます。このことにつきましては、12日に私が質疑をさせてもらった中で市民に対して説明し、理解を得るという答弁でございました。必ず早いうちにそのことをお願いしておきたい。2点目は、6月定例議会で葛城市議会だけが結果として否決となったのはもう言うに及びませんが、

このことにより連合の規約変更の進み方をおくらせたのは事実であります。市長は気持ちではお持ちかなと私は思うけども、言葉では聞いておりません。市長は反省していないというのであれば、それはそれで結構です。しかし、私たち葛城市議会は、連合やまた他の市町村、県下38市町村にその進行をおくらせた、ご迷惑をかけて申しわけなかったと、文面でも結構です。口頭でも結構です。つけ加えていただきたい。こういったことを強く要望し、以上、私もこの件に関しては一貫してこの議案に賛成してまいりました。今のは賛成討論でありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

15番、亀井君。

亀井議員 ただいま上程中の議第75号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対の立場で討論させていただきたい。

私は、本日、本議場に挑むに当たっては6月議会でも賛成をしてまいりました。よって、本日も賛成をしようかなというふうに思っておりましたが、ただいまの賛成討論の中で6月議会から賛成をされた議員さん、またいろいろ討論で出ておりますように、6月に賛成をされた方々の非常に無念さをこの議場におりまして感じてまいりました。そうした中で、7月のいつであったか日にちはわかりませんが、各新聞のチラシにその反対理由をいろいろ載せられた9名の連名の議員さんの名前で載っておりました。そうした中で、この12月議会に突然追加議案として出されたわけであります。その審議内容も十分ではないというふうに思いますので、できましたら、私は臨時議会なりを開くように提案されたらまた考え方も変わってくるであろうかというふうに思っていたわけでしたが、いろいろな賛成討論の中で、やっぱりここは6月に賛成をしたけれども、やっぱりそういう議員さんの無念もわかりますので、私は提案されている議案については、本日は反対をさせていただきます。

以上です。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第75号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

石井議長 起立多数であります。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

日程第3、一般質問を行います。

申し上げます。

去る12月4日の通告期限までに通告されました6名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載しておりますので、通告順に従い、質問を行います。

最初に2番、朝岡佐一郎君の発言を許します。

2番、朝岡君。

朝岡議員 公明党の朝岡佐一郎でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さきの市長選におきまして初当選をされました山下市長におかれましては、理事者の立場として本定例会を招集されたところでございます。本会議初日ではできる限り市民への情報提供をし、市民の声を鮮明に反映した行政運営を図ってまいりたいとの初心を述べられ、我々議員へも協力と理解を求められたところでもあります。また、市長の右腕となる副市長にはこのたび杉岡副市長を選任され、市長が改革を旗印とした今後の市政運営、住民本位の行政サービス向上に公明党葛城市議員団といたしまして大いに議論を交わしてまいりたい、このような思いでございます。

さて、今我が国の経済は、100年に1度の非常事態ともいえる米国発の金融危機が地域経済に暗い影を落としております。地域経済の停滞は、雇用や所得など地域住民の暮らしを直撃し、それが個人消費の低迷を招いて地域経済全体をさらに冷え込ませる。こうした負の連帯の歯どめへあらゆる政策手段を総動員することが急務であります。地方自治においては、今後国・県との情報を密に新たな経済対策をしっかりと確立し、負担増、格差の緩和など、市民生活に重きをおいた政策の実現に努めてまいらなければならないのではないのでしょうか。

我が公明党は、党の視点を政治の中で発揮していく上、常に保ち続けていくべき点は、どこまでも庶民や中小企業、地域で困っている人たちの側に立ち、弱者は体を張ってでも守る。また、人間主義に基づく新たな時代を切り開く政治改革、そして格差を是正し、市民生活を安定させるということにあります。若者の未来を開く。命を守る安全網をつくる。女性が安心してできる社会を築く。経済成長だけではなく満足度を重視する。人間力や地域力を再生する。人間のための教育への転換。こうしたわが党らしい視点にピントがびしっと合った政治を地方から発信し、国・県と連動した行政改革に総力を挙げて実現されたいと、このように思っております。

こうした観点に基づいて、過日山下市長のもとへ平成21年度の予算編成に対して要望事項をまとめ、要望書を提出させていただきました。その要望事項の中から、またこのたびの府与党が提案した緊急経済対策及び生活支援の観点からなる非常時の経済対策各取り組みについてご見解をお伺いしてまいりたいと思います。

まず、財政に対してお伺いいたします。さきに述べましたように、雇用、所得など地域経済を直撃する状況下のもと、個人消費の低迷による景気の後退で、歳入面においては個人住民税、また市内企業の収益の低下による法人税の減収が見込まれるところであります。このような事態が予測される中で、平成21年度予算編成において、自主財源の新たな歳入確保の観点からどのようなご認識で取り組みをされるのか、まずお伺いしたいと思っております。

そして急速な少子高齢化の中、医療費の増額等社会保障費の増加がさらに増していく中で、歳出抑制に対して市長は事業の仕分けを提唱され、優先順位を見極めた事業の見直し、民間委託も視野に入れたさらなる行財政改革を提案されております。職員の意識改革を含め、歳

出面の抑制に対するご見解もあわせてお伺いさせていただきます。

次に、このたびの金融危機などから国民生活を守るため、新たな経済対策の目玉としての定額減税は、全世帯を対象にした生活支援定額給付金として本年度末に給付を予定しており、年明け冒頭の第2次補正予算で成立する見込みでございます。給付方式の利点は大きく分けて2点あり、1つは素早い景気浮揚効果が見込まれること、2つとして、減税では恩恵を受けられない課税最低限を下回る低所得の方にも給付の対象となることとでございます。葛城市の全世帯を対象に定額給付金が給付されることになる事業の執行をされるに当たり、所得制限の設定について、また年度末給付に至る市民への周知、給付方法の取り組み等、その件につきまして所見をお伺いしておきたいと思っております。

また、このたびの緊急経済対策に盛り込まれております子育て支援策には新たな緊急措置として子育て応援特別手当の創設が組み込まれております。平成20年度の緊急措置として、幼児教育期、小学校就学前3年間の第2子以降の子1人当たりにつき年間3万6,000円の子育て応援手当を支給するというような事業でございます。この事業の創設に当たり、本市支給対象世帯への告知や至急方法などの取り組みについてもあわせてご見解をお伺いしておきたいと思っております。

さらにこの間、たびたび質問をさせていただき、本年度から拡充となりました妊産婦健康診断公費助成事業につきまして、1回の助成回数から5回となったところでございます。やはり今回の経済対策には14回分完全無料化の国庫補助対象が盛り込まれております。山下乡長には就任早々公明党議員団としてこの妊産婦健診の完全無料化の申し入れ書を提出させていただいております。妊婦健診には正常な妊娠の経過を確認し、ハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する合併症などの予防、胎児異常の有無の診断など、妊婦や胎児の健康を守るために大切な役割を担っており、我が国では1965年、母子健康法の制定以来妊婦健診が行われるようになり、周産期の子供の死亡率、妊産婦の死亡率はともに大きく低下をいたしております。それでもなお周産期に亡くなる子供の数は全国で5,000人。分娩などで一時的に重篤な状態に陥った妊産婦の死亡者の70倍以上に上るという調査報告もあり、出産が命がけであることを改めて認識するべきではないでしょうか。望ましい妊婦健診の回数は14回程度とされ、安心の出産を一貫して提唱してまいりました我が公明党といたしましては、このたびの交付税措置の拡充につきまして大いに評価をいたしておりますが、今回の拡充措置により、平成21年度予算編成における妊婦健診助成事業の取り組みについて所見を改めて求めておきたいと思っております。

少子化対策、子育て支援策につきましては、つけ加えまして、去る11月26日に成立いたしました改正児童福祉法における平成21年4月から施行となる保育ママを法的に位置づけ、制度化をしたこととなります。であれば、市町村単独事業とされる保育サポート事業との関連性、国の補助事業としての要件に対して今後事業展開はどのようなご見解でいらっしゃるのか、この件もあわせてお伺いをさせていただきます。

次に、私が去る6月議会において質問をさせていただきました乳幼児医療費助成制度の対象年齢引き上げについて、再度お伺いさせていただきます。このたびの市長選におきまして

も、山下市長は公約の中でこの子供医療費の制度の拡充を掲げておられました。住民サービスの向上における優先事業として、ソフト事業に重きを置くことを施政方針の柱として示しておられることから見ても、子供医療費助成に対するご見解は大いに期待をするところでございます。6月議会では、この乳幼児医療助成につきましては、福祉医療施策としての役割に加え、少子化対策、子育て支援策として位置づけられ、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、重要な役割を担うと担当部長からのご答弁をいただいていたところでございます。平成21年度の予算編成に当たり、再度乳幼児医療費の助成制度の拡充に向けてのご見解を求めておきたいと思っております。

次に、我が国の経済を下支えする中小企業を取り巻く経済環境は、大変厳しい状況にあり、原油、原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格、公共事業者への落札価格は低迷を続けるなど、下請けいじめ、低価格入札が横行し、中小企業はいまや危機的状況にあると言っても過言ではありません。加えて、さきの金融不安に対しての不安感が増大しており、年末の高い資金需要を考えれば、金融支援は待ったなしの状況でございます。そのような中、我が公明党が8月以来取り組みを進めてまいりました金融経済対策の1つとして、中小企業のための緊急補償制度が10月31日から実施となっております。については、本市で営む中小企業の皆さんが健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するための中小企業底上げ対策といたしまして本市の独自の制度である中小企業融資制度の一層強化を図られることが急務ではないかと思われるところでございますが、現在の融資制度における本年度の事業状況をお示しいただき、平成21年度予算編成における融資枠の拡充に向けてこの状況下をご認識いただいたお取り組みのご見解をお伺いさせていただきます。

最後に予算編成に対する観点から、本市の教育関連事項の件でお伺いをさせていただきたいと思っております。私が3月議会で質問をさせていただきましたゆとり教育からの軌道修正で、今後教育方針が抜本的に変わること、文科省は今回の学習指導要領改訂を詰め込み教育への転換ではなく、授業時数の増加は必要ながら指導内容の増加を主な目的とするものではなく、子供たちがじっくりと取り組める時間を確保するという考え方を堅持するとし、その上で基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着とこれからの活用する力の育成を伸ばしていく必要性が求められています。このように、教育部長からご答弁を伺ったわけでございます。そのような学習指導要領改定に伴い、平成21年度から理科の授業時間が拡大されることになり、実験、観察の授業がふえることとなります。そして新内容で必要となる設備、器具、消耗品等、文科省は国の補助対象となる要望科目を学校側へ自治体教育委員会を通し予算化に向けての要求をすることを呼びかけておりますと伺っております。時間がふえたのに十分な授業ができないというような事態にならないように、各学校との連携した対策、取り組み、その件についてお伺いをさせていただきます。

質問については以上でございます。なお、再質問につきましては自席にてさせていただきます。各担当部長にはご明解なご答弁、よろしくお願いをいたします。

石井議長 総務部長。

大武総務部長 それでは、2番、朝岡議員からのまず1点目のご質問でございます。お説のとおり、国内外の景気につきましては100年に1度といった恐慌に陥り、平成21年度の税収見込みは本市におきましても不景気等を反映いたしまして、今現在税務課の予算要求額でございますこれにつきましては、平成20年度の現行予算と比較いたしまして、3億円余りの大幅な減少というところが予想されているところでございます。このような中で、平成21年度予算編成に向けての歳入につきましては、さらなる市税等の徴収体制の強化を図ることがまず1点でございます。もう1点は、徴収率向上の取り組みも含めまして、角度を変えまして、それぞれの部署で歳入の確保に知恵を出していただくと。例えば、滞納、差し押さえ物品やあるいは不用品、庁内の不用品等のインターネットオークション。またホームページや広報誌へのバナー広告等、たとえ少額であっても知恵を絞ってあらゆる観点から協議を重ねまして、全庁挙げて歳入の確保に取り組まなければならないと、こういうふうに思っております。一方、歳出でございますけれども、財政状況が非常に厳しい中でございますので、先例あるいは慣習にとらわれることなく、スクラップアンドビルド方式によりまして、各種事務事業の思い切った見直しを進めさせていただきたいと、こういうふうと考えております。

また、職員の意識改革でございます。この厳しい財政状況につきまして、まず管理職の職員が共通認識を持つということが一番でございます。去る12月5日に財政状況の研修会を開催させていただきまして、非常に苦しい財政状況というのを認識いただいております。

まず1点目は以上でございます。

次に、2点目でございますが、定額給付金の関係でございます。定額給付金事業につきましては、国において住民の生活支援と地域の経済対策に資することを目的に実施が決定されまして、現在その給付方法等の詳細が検討されております。現在のところ、国から示されている内容といたしましては、給付対象者は住民基本台帳に登録されている人、外国人登録原票に登録されている人のうち永住外国人などを対象者といたしまして、世帯に支払うということでございます。その登録の基準日は平成21年1月1日あるいは2月1日ということで検討されております。また、国におきましては、各市町村の裁量で給付に当たる下限1,800万円とする所得制限や、市町村の一定の考え方により受給の辞退を呼びかけることができることとされておりますけれども、本市におきましては、現在のところ所得制限や受給の辞退の呼びかけは行わず基本的には給付に差異を設けないと、こういった方向で検討しているところでございます。

次に申請及び給付でございますけれども、現在国の方からは3つの方式が示されております。まず1つ目は郵送申請方式でございます。これにつきましては、市が申請書を受給者に郵送いたしまして、受給権者が振り込み先口座を記入の上、市町村に返送していただくと。その上で市町村が指定された口座に振り込むと。こういったものがまず1つでございます。2つ目は、窓口の申請方式ということで、これにつきましては市が申請書を受給権者に郵送いたしまして、受給権者が市の窓口へ直接出向いていただきまして、振り込み先口座を記入した申請書または本人確認ができる書類、こういうものを持参の上申請していただくということで、支払いは口座振り込みということでございます。3つ目は、窓口現金受領方式というも

のでございます。これは市が申請書を受給権者に郵送いたしまして、受給権者が市の窓口で直接出向いていただき、運転免許証などの本人確認ができるものを持参の上申請いただいて、市が窓口において現金で支払いをさせていただくと。こういった3つの方式がございます。また、給付の開始日につきましては平成20年度末を目指しまして、市町村が決定することとなっております。また、申請期限につきましては、給付申請受付開始から3カ月以内、または6カ月以内ということで検討をされているところでございます。

一方、市町村における事業費及び事務費でございますが、基本的には10分の10補助、10割補助ということになりますけれども、事業について国から概算払いがあり次第終了後に精算する方法、また各市町村で立替する方法等でございますけれども、これもまだ検討中でございます。

いずれにいたしましても、年明けには国会で審議をされまして決定される見込みということでございますので、最終的なガイドラインが示されればまた議会の皆様方あるいは市民の皆さん方に周知をさせていただきたいと、こういうふうを考えております。

以上でございます。

石井議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 2番、朝岡議員の一般質問に対しまして、私から3点にわたってお答えさせていただきます。

最初に、緊急経済対策に盛り込まれている子育て応援特別手当の創設による支給対象世帯への告知や支給方法の取り組みについてのご質問にお答えさせていただきます。幼児教育期の子育てを支援する子育て応援特別手当につきましては、厚生労働省で平成20年度緊急措置として第2子以降の就学前3学年の3歳から5歳の子供を持つ家庭に対し、一時金として3万6,000円支給することを検討されているようですが、県の方にも問い合わせたところ、国からもまだ通知もなく、詳細なことにつきましてはわからないとのことですので、市といたしましても、わかり次第円滑に進められるよう対応してまいりたいと存じます。

次に妊婦健康診断公費負担拡充について、14回分完全無料化への方向性はどういうことについてお答え申し上げます。妊婦一般健康診査公費負担につきましては、妊婦健診は母体や胎児の健康確保のため、14回程度が望ましいとされております。本市といたしましては、出産、子育て支援の拡充において安心・安全な出産の確保をするため、妊婦一般健康診査公費負担回数を平成20年度において1回から5回に拡充をしたところでございます。平成21年度につきましては、厚生労働省より生活対策における生活安全・安心確保対策として安心・安全な出産の確保を図るため、妊婦が健診費用の心配をせずに必要とする回数14回程度の妊婦健診を受けられるよう、公費負担の拡充を検討されているところでございます。現行の5回をベースとした地方財政措置がなされていない残り9回分について、国が必要経費の2分の1を補助金として残りを自治体が負担することにより、平成22年度までの支援策として予定されているところでございます。現行制度を踏まえながら平成21年度について厳しい財政状況の中ではございますが、国の財政措置の動向、方針を見きわめながら、また県の指導並びに市町村の動向を勘案しながら本市妊婦の安心・安全な出産の確保に一層努めてまいりたいと存

じます。

次に、改正児童福祉法によって平成21年度から国の補助要件となります保育サポート事業の取り組みについてでございます。保育サポート事業についてですが、この事業についても県の方に問い合わせたところ、詳細がまだございませんので、今のところ詳細なことがわかっておりません。しかしながら、葛城市では子育て支援センターにおきまして子供が健やかに育ち、子育てをしている人が安心して社会生活できる環境づくりをするため、子育ての助けをしてほしい人、利用会員、子育てのお手伝いができる人、援助会員がそれぞれ会員となり、相互に助け合っていく子育てサポート事業、要するにファミリーサポートクラブを平成21年4月から立ち上げを計画いたしております。現在、広報等で周知を準備し、説明会、講習会等を実施して会員を募集してまいります。今後保育サポート事業、保育ママ制度の実施基準並びにガイドラインの詳細がわかりましたら、本市のファミリーサポートクラブの事業にも照らし合わせながら、内容等を検討してまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 それでは続きまして、私の方から6番目のご質問でございます乳幼児医療助成制度の年齢対象の引き上げにつきましてお答えさせていただきたいと思っております。

去る6月議会での一般質問でもご答弁いたしましたように、乳幼児の医療制度助成につきましては福祉医療施策の役割に加えまして、少子高齢化対策、子育て支援対策として位置づけられておりまして、乳幼児の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的といたしまして、子育て家庭への支援、特に経済的な負担の軽減の1つとして実施されてされているわけでございます。葛城市でも皆様ご存じのように合併協議の合意事項でありましたように、近隣市町村に先駆けまして、平成17年4月よりの市単独の事業といたしまして、対象年齢を3歳児から小学校就学前までに引き上げまして実施してまいったわけでございます。その後、平成9年8月より奈良県の乳幼児医療制度の助成事業の補助対象が葛城市と同レベルまでに拡充されましたことによりまして、市の財政負担が軽減されたところでございます。ご質問いただきましたように、小学校卒業までの助成対象を拡充いたしました場合、約2,000人の方々が新たな対象者となりまして、必要な財源といたしまして外来、入院とも助成対象といたしました場合におきまして、約4,000万円程度の財源が必要になる見込みとなっております。県内では、現在大和郡山市、香芝市が入院のみ、黒滝村が通院のみ、山添村が通院、入院とも小学校卒業までを対象といたしまして実施されているところでございます。葛城市にとりましては、非常に厳しい予算編成を余儀なくされているところではございますが、少子高齢化社会に向けまして、対応した福祉施策の重点を図るという観点から福祉医療制度の基本理念を尊重いたしまして、子育て支援事業の拡充といたしまして乳幼児医療助成制度の対象を小学校卒業までの引き上げと来年度から実施できますよう、検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

石井議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは朝岡議員の7番目のご質問でございます中小企業融資制度の融資枠拡充

に向けての取り組みということで、ご回答させていただきたいと思います。

今回のご質問でございます中小企業融資制度は、合併いたしました翌年の平成17年度より実施してまいっております。平成17年度におきましては、融資枠3億円で68件の融資決定を行っております。平成18年度、平成19年度におきましてはそれぞれ2億円の融資枠で21件。それから平成19年度につきましては37件の融資決定ということになっております。本年につきましても2億円の融資枠で9月現在におきまして41件の利用者がございます。これにつきまして、本年2億円の融資枠が満杯ということになっております。

世界的な経済の冷え込みによりまして、製造、消費ともに落ち込み、本市におきましても国の経営安定関連特別融資保証制度、セイフティーネット保障5号認定の申し込みが大変急増しております。また、今回の国の緊急対策におきましても、618業種に拡大されておりました、この認定申し込みにつきましては、前年度わずか26件でございましたが、今年度におきましては11月現在で79件の申し込みということになっております。また、商工会を通じましての中小企業経営改善資金、小規模事業者特別小口融資につきましても、制度利用者の中小企業が微増ですがふえているということでございます。

こういったことを踏まえまして、平成21年度中小企業融資制度の融資枠拡大はぜひ必要であると考えておりますので、平成21年度予算に反映できるよう進んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

石井議長 教育部長。

高木教育部長 2番、朝岡議員の8番目の質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、新学習指導要領の移行に伴う理科の授業が平成21年度から拡大されることとなる実験とか観察の部分、それと設備、器具等の国の補助対象ということはどうかということでございます。議員ご指摘のとおり、新学習指導要領に基づき実施される新教育課程の理科において新しく盛り込まれた学習内容に対応できるよう、実験・観察のための設備、器具等の準備が求められるところでございます。教育委員会といたしましては、まず理科に限らず新学習指導要領の各教科の趣旨、内容についての研修を各教科ごとに開催した研修会において市内各学校に周知徹底を図っておるところでございます。また、教頭会を通じまして新学習指導要領への対応をめぐる予算措置についての万全を期するよう指導いたしたところでございます。以上に基づきましての予算要望が今回教育委員会に提出されております。教育委員会におきましても、今後それを十分に精査し、児童生徒の学習に支障のないよう配慮しつつ予算計上させていただきたいと考えているところでございます。

ただ、新しく盛り込まれた学習内容と申すものの、ある程度の部分は平成元年度版学習指導要領またはそれ以前の昭和52年度版学習指導要領での学習内容が再び盛り込まれております。学校によっては当時の実験観察用の設備、器具等が今も残っており、それも視野に入れながら新しく必要とする分のみの予算要望となっております。なお、平成21年度から実施される新しい補助事業につきましては、今後情報収集に努めつつ積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

石井議長 2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいまは所管の各担当部長からご答弁をいただきました。ありがとうございました。

これからの再質問につきましては、総括的に関連した平成21年度予算編成に対する項目になりますので、最終的に予算査定を決められる市長にご見解を求めておきたいと思っております。

まず、財政に対してでございますが、総務部長のご答弁では歳入面ではさらなる市税の徴収体制の強化で収納率の向上に努める。また、新たな財源確保の観点でネットオークションでの物品販売や、私が以前に提案をさせていただきました行政ビジネスの構築、いわゆるニューパブリックマネジメントの立場での自治体ビジネスを導入すると。現在役所の窓口封筒等に企業広告を掲載して経費の充当をされておりますような、公共の無形有形の生産物への有料広告を求め新たな財源につなげていくと、このようなご答弁でいらっしゃいました。また、歳出面におきましては、スクラップアンドビルド方式による思い切った事務事業の見直しを進めるなど、全庁職員が意識改革を持ち、財政状況に共通な認識のもと、財政運営に努めていくというご答弁でございました。これからの厳しい財政運営のかじを取られる市長におかれましては、思い切った事業の展開が求められておるところでございますけれども、市長はハード事業よりもソフト事業に重きを置くこと、ここを主眼とされておられるようでございます。ソフト事業は恒久的な財源確保が必要であり、ハード事業の見直しだけでは到底財政運用が成り立たなくなる。このように、私は少し思えてなりません。

一方、基金の取り崩しで毎年基金が減少していく中、市民の要望にこたえる事業、これからどのような方向性で予算編成に望まれるのでございましょうか。

さらに今の経済状況下において、緊急な生活支援策として定額減税措置となる定額給付金事業に対して、現段階のお取り組みにつきましてもご答弁をいただきました。基本的には、本市では所得制限を設けない。このようにされるという方向であるということでございますので、いわゆる葛城市全世帯が対象となる給付事業となるわけでございます。今後市のどの担当課が窓口になるか、このようなことがご検討に入られるということになると思うわけでございますが、やはりこのような多くの世帯が対象となり、混乱することなく迅速にかつ正確な運営をしていただくということから、早々の時期に全課で、全庁で協力のもと、やはり実施本部のような体制づくりが必要ではないかと思うところであります。高齢者の方や交通弱者の対策、振り込め詐欺の対策等、事故のないスムーズな運営を求めておきたいと思っておりますが、市長のご見解を求めておきたいと思っております。

次に、少子化子育て支援策に対して、さまざまなお答弁をいただきました。私ども公明党は一貫してこの少子化子育て対策の柱という中で妊産婦健診の公費助成、乳幼児医療の医療費の制度の拡充、そして児童手当の年齢対象の拡大、この私は3点セットであると、こう考えております。その中で、このたび生活支援策においては子育て応援手当の創設を盛り込んだその補正予算案が通過をする見込みであります。この支給対象世帯への支給方法は、さきの定額給付金の支給時期に、給付時期にちょうど連動することが予測をされると思っておりますので、十分な告知等の対策で混乱することのないよう精査を願いたいと思っております。また、妊

産婦健診事業の件に対しまして、先ほど部長からのご答弁をいただきました。今年度から5回と公費負担回数が拡充になったことは大いに評価をいたしますところでございます。今後国は、早急に完全無料化へ向け国庫補助率を拡充することと定め、各自治体への公費負担回数の拡充についてその裁量を予算編成に反映するということを求めている。こういうふうに向っております。市長は子育て支援の最優先事項は乳幼児医療費の拡充であると、こうお答えになられております。では、これからの事業に対してどのような施策で、そしてこれらの事業に対して、どのような施策で具体的な方針を打ち出して予算編成に望まれるのかと、こういうことを再度伺いしておきたいと思っております。

あわせて、私がことしの6月議会で少し質問をさせていただきましたインフルエンザの予防接種の奨励ということがございました。幼年期の予防接種の補助事業に対しまして、過日の部長のご答弁はどうか、過日、そのことに対して担当部長に資料をお届けさせていただきました。全国的にはこの補助事業が小学生までを対象にする予防接種の半額助成事業というのに取り組んでいる地域の状況をお伝えさせていただきました。これからの時期、近隣の府県では既に流行し始めております。インフルエンザ対策に対し考慮いただいて、学級閉鎖等大事な学校教育の妨げにならないためにも、また医療費の増額の抑止をする上においても必要な事業ではないかと思われませんが、あわせてのご見解を求めておきたいと思っております。

それで、中小企業の融資制度、融資枠拡充についてでございます。今経験したことのない経済の悪化の状況のもと、部長のご答弁からも融資制度を求めてのセーフティネット保証の5号認定、いわゆる業績が経済の状況による悪化で、事業資金のやりくりが厳しいために認定の申し込みが急増している。こういうことでございました。平成21年度の融資枠の拡大はぜひ必要であるというご意見でございました。平成17年度では融資枠3万円であったという実績がございます。平成21年度融資枠の拡充についても再度市長のご見解、そして市内の中小企業に対する育成支援、今後においてどのようなご見識でお取り組みをいかれるのか。これもお示しをいただきたい。このように思います。

最後に、この新学習指導要領の移行に伴う理科の授業の拡充ということでございますけれども、これに対しましては、教材、設備に対する要望の件は各教育現場と既に連携を図っておられますと、こういうご答弁でございまして、ご理解をさせていただきました。今後は人的な要員確保もあわせてしっかりとした対策を講じていただけることを望んでおきます。

これは1点だけ、教育部長でも結構でございますけれども、先ほどのご答弁の中に、ある程度は平成元年当時の学習指導要領に再び戻り、ということで当時の設備、器具が残っており、使える物は利用してとのご見識のように思えました。平成元年当時といいますと、もう既に20年も以前のものということになりますけれども、その器具等を使用することが安全性といいますか、その当時のものの価値観といいますか、今後生徒や児童に十分な理解と検証をしていただけるものと、このように判断をしておりますけれども、この点だけをお伺いさせていただきます。と思っております。

以上、再質問でございます。

石井議長 教育部長。

高木教育部長 朝岡議員の再質問でございます。当然ながら、その辺は十分安全性なり、それから器具につきましても、設備につきましても、古い、あっても使えないものというのは当然使えません。現状に合いませんので、そういう分につきましては十分検討して確認しながらしていきたいというふうに思っております。

石井議長 市長。

山下市長 ただいま朝岡議員の方から幾つか再質問をいただきました。それに対してご答弁をさせていただきます。

まず、厳しい財政運営云々の話、またその中でハード事業からソフト事業への転換を図るのではないかと、またその財源確保はということでございますけれども、私は葛城市財政状況は非常に厳しい状況であるということはせんだって議会議員の皆様にもご説明をさせていただきましたし、また12月5日、幹部職員を集めまして、そこで説明をしたところでございすけれども、葛城市、このまま3年、4年で終わるのであれば今のままの事業のやり方でいいのであろうけれども、10年先、20年先、また子供、孫の世代までこの美しい自然を残したバランスのとれたまち葛城市を残していくために、どういった事業に手をつけていかなければならないかということ念頭に置いて事業を展開していかなければならない。そのために優先順位をつけて、限られた資源を再分配していかなければならないという考えを持っております。そのために、平成21年度の予算編成方針もホームページの方に載せさせていただいておりますけれども、全事業全て見直しを図っていくということで、その中で事業計画が今まで見方が甘かったもの、また効果が得られなかったもの、そういうものに対してはしっかりと査定をし、その中で優先順位をつけていながら事業の採択をしていきたいということでございますので、別にハード事業からソフト事業に転換をしているということを宣言しておるわけではございませんけれども、いろんな観点から見てそういうふうにしてやっていきたいと。まだこれから予算編成が入ってまいりますので、どのような形になるのか、またどのような事業が上がってき、それがきちっと説明でき、効果が上がっておったのかおらなかったのかということもこれからでございますので、しばらく様子を見ていただきたいと思いますけれども、またその財源確保ということでございますけれども、先ほど朝岡議員もおっしゃっていただきましたように、私はその予算編成の過程の中において事業仕分けをやっぱりしっかりとしていかなければならない。これは私が議員時代から強く申し上げてきたところでございますけれども、やはり全事業をテーブルの上に乗せて、今どうしても葛城市がやっていかなければならない事業であるのか、それとも民間に任せていける事業であるのか、また国や県がやらなければならない事業であるのか、それとも今の葛城市にとって優先順位が高くなく、また後回しにすべき事業、または廃止をすべき事業であるのかということを引きちっと見分けをしながら、その中で事業の採択をしていく。その過程の中で必要な予算の確保をどうしていくのかということ議論していかなければならないだろう、検討していかなければならないだろうというふうに思っております。

なるほど、朝岡議員がおっしゃるように、恒久的にそのような保障であったり扶助であったりというお金は必要でありますけれども、私が思いますのは、葛城市の将来にとって何が

必要であるのか。確かにインフラの整備、これは必要であると思うんですけども、必要最低限のインフラの整備は必要でありますけれども、将来の葛城市にとって子供の教育、人材の育成というのは非常に大きな要素であろうかというふうに思っております。そのために必要な、これは投資であつたりするわけでございますので、その部分に関していかに財源を確保していくのか。これは1つの大きな課題でありますけれども、できるようにやっていきたいというふうに考えております。

また2番目の定額給付のことでございますけれども、これは現在どこの窓口でということとは決めておりませんが、これは早急に担当を決めまして、もちろん全庁的に取り組ませていただき、受け取っていただく。住民の皆さんに迷惑がかからないような形でできるようにしていきたいと思っておりますし、また、3つの方式があるということでございますけれども、それぞれ私が指示を出しておりますのは、この定額給付金の意味をやはり書いたチラシであつたり、できるだけ市内で消費をしていただきたい。葛城市の場合は大きなデパートなりスーパーなり、そういうものがございませんけれども、できるだけ市内で定額給付金、いただいたお金を消費していただけるようお願い文書みたいなものもつけるべきではなかろうかというふうに思っております。

また妊産婦健診のこと等でございますけれども、確かに国の方が、まだ制度がこれ完全に決まったわけではございませんので、その推移を見ながら本年1回から5回に拡充したばかりでございます。また、こちらもちろん財源を伴うことでございますので、その国の推移を見守りながら検討していきたいというふうに思っております。

それと、その他の子育て支援等につきましても、先ほど申し上げましたとおり、子供たちを育てやすい環境をつくっていく。子供たちの育成のためにやはり投資をしていくということは必要であろうかと思っておりますけれども、葛城市の財布の中身と相談をしていきながら、葛城市の大きさの中でできる範囲のことをどれだけのものができるのかということを検討していきながらやってまいりたい、実施をしてまいりたい、検討してまいりたいというふうに思っております。

また、インフルエンザの予防接種。この半額の補助等につきましては、ちょっと私、この内容等につきまして寡聞にして確認ができておりませんので、担当とまた話をさせていただき、内容等を確認させていただいて、どのようなものであるのか、またそれが必要なものであるのかということにつきましても、知った上で検討はしていきたいというふうに思っております。

次に、中小企業の融資の制度の枠ということでございます。平成17年度3億円。それ以降は2億円になってきて、ことしも11月現在でもういっぱいになっているというお話でございますけれども、来年度につきましては、いろいろ多少こちらの方でも工夫をしながら、枠の拡充に向けて、これはもう焦眉の急というか、中小企業の皆さんにとりましては、何としても目の前の運転資金であるとか設備投資の資金であるとかいうのはのどから手が出るほど借りたいお金であるというふうに思っておりますので、できるだけそれにおこたえはさせていただきたいと思っておりますけれども、拡充に向けて、これも検討させていただきたいと思っております。

し、実施も3億円ということ、決まったわけではございませんけれども、もしそうであるならば、前期半分、後期半分というような形で一遍に枠が埋まってしまわないような形も検討するべきではないのかなというふうに思っております。

また、中小企業に対する育成支援ということでございますけれども、私は市長に就任してから県内の各金融機関、また商工会の幹部の皆さんといろいろとお話をする機会、そんなに多くはありませんけれども、出していただきましたけれども、市内の中小企業、特に下請け、孫請け、そういう企業さんが非常に多いというように思います。それで元請のところとか大きな企業が倒れたときに太い糸が1本切れてしまうと、それによって連鎖的に倒産してしまうような可能性もあると。だから、自分の会社の規模がどのようなもので、自分のところの会社の実力がどの程度あって、技術力がどの程度あって、それを活かしてほかの取引先と仕事ができないとか、取引ができないとかというようなことを検討していけるようなものを、もちろん金融機関、また商工会等もそういうことを推進しておられますけれども、市も積極的にそういうテーブルづくりのお手伝いをさせていただきながら、中小企業の支援、側面からの支援でございますけれども、やっていけたらというふうなお話はさせていただいております。

以上でございます。

石井議長 2番、朝岡君。短く。あと1分です。

朝岡議員 しゃべれますか。ありがとうございます。総括的な見地から市長にご丁寧なご答弁をいただきまして。いっぱい書いていますけど、時間がありませんので。

新年度予算編成に当たっては、この今厳しい地方自治の中でしっかりと住民の意思を尊重した行政運営を尽くしていかなければならない、このように私も考えております。したがって、この予算編成に当たっては住んでよかったまち、住み続けたいまち、葛城市の基本理念を堅持し、絶えざる輝きと施策の具現化で市民の要望にこたえる予算編成を期待するところを願っております。

ちょうど時間でございます。以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

石井議長 ここで朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時11分

再 開 午後2時00分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、吉村優子君の発言を許します。

5番、吉村君。

吉村議員 ただいま議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

最初に今後のまちづくりについてお伺いします。まずさきの選挙戦において、大変残念に思っていることがあります。それはせっかく合併して4年間、旧両町の融和を図りながら進めてこられたまちづくりです。葛城市として1つに、1つにとの思いの中で、今回市長は住民をもとの2つに分断される選挙戦をされました。それはどういうことかといいますと、予

算の配分が新庄地区に偏っているとか、このままでは當麻地区がほったらかしになるという思いを住民の方たちに持たせる、そういった選挙戦をされたことです。市長は過去3年間の議員時代、補正も含めた予算に対して全て可決をされてこられました。予算を通すということはそのときそのときにおいて、葛城市にとって必要な事業であり予算であると判断されたからだ、私は理解しております。その結果が選挙中に訴えてこられたとする新庄と當麻の予算の比率がたとえ8対2であったとしても、それは先ほど述べましたとおり、そのときの葛城市にとって必要であったからにすぎません。これが例えば尺土駅前開発事業が本格的に進んできたとき、その比率は逆転することが考えられます。このように比率だけをとらえて、まちづくりを進めていかれるということは大変危険だと考えます。先般、市長は奈良新聞のインタビューで、旧新庄、當麻にこだわることなく、必要なときに必要な事業を推進していきたいというふうに答えています。まさに私はこのことを市長に強く望むところです。

また、予算を通すということでは、JR大和新庄駅北側の架道橋の改築工事についてです。この件につきましては、予算は通りながら、9月議会で工事協定締結の段になって否決されています。JR大和新庄駅周辺地区の施設整備につきましては、今回地元の3つの大字の区長さんより市長には陳情書が、そして議会には請願書が提出されました。そのうちの請願書につきましては常任委員会では採択になったものの、残念ながら本会議では不採択という結果になってしまっています。この問題につきましては、市長は今回の件で他の交付金事業についても幾分かの影響が出ると思われるとしながらも、もう少し時間をかけて答えを出していきたいとおっしゃっておられます。これからこういった方向へ進めようとしているのか答えを待つところですが、もしこの事業をこのまま中断するということになると、いろいろな問題が生じてくると予想されます。市長には改めてこの問題についての現段階での考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、観光駐車場についてお尋ねします。市長の今後の葛城市に対する施策の1つに、観光事業推進で観光都市宣言を挙げておられます。葛城市には文化遺産を初めとして観光資源がたくさんあります。その中の1つであります笛吹神社につきましては、奈良県指定史跡の笛吹神社古墳群にあり、県指定の天然記念物でもありますイチイガシや日露戦争後に奉納された大砲を有するなど、先ほど述べました観光の面から見ましても、葛城市の誇るべき神社の1つです。また、毎年お正月にはフルート奏者、安藤史子氏を初め、尺八などの奉納演奏も話題になるなど、笛吹神社の名も徐々にではありますが、市外の方々からも注目されているところです。以前、笛吹、苗字でうすいと読みますが、自身の笛吹の苗字のルーツをたどって、千葉県からわざわざ来られたという方とお話をしたこともあります。このように、全国に向けて発信できる葛城市の重要な観光資源であるにもかかわらず、近くに観光バスが待機できる駐車場がありません。県道寺口北花内線から平岡、山口、梅室へと抜ける一部近畿自然歩道にも指定されています道、通称梅ノ木坂も、今後梅の木の成長とともに水車小屋など、今まで以上に観光客の来訪が期待できます。そういった方々が山麓地域一帯を散策されるための駐車場の確保という面から見ましても、観光駐車場の整備は急がれるところです。かねてより要望していますこの件につきまして、来年度予算に反映していただくべく、改め

てお願いをするところです。明快な回答をよろしく願いいたします。

質問は以上です。再質問は自席にて行わせていただきます。

石井議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは吉村議員のご質問でございます。笛吹神社北側の観光駐車場の整備という点につきましてお答えをさせていただきます。

笛吹神社北側の観光駐車場の整備ということでございますが、吉村議員のお話にもございましたように、神社前の道路につきましては近畿自然歩道ということになっております。この近畿自然歩道につきましては、環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道ということで、近畿自然歩道という認定をされております。この近畿自然歩道につきましては、近畿地方に5本のルートがございます。笛吹神社の前の道路につきましては紀伊勢南街道ルートに認定されております。今回その整備を図るべく、平成21年度予算計上を考えているところでございます。長距離自然歩道整備につきましては、道路そのものの整備でございます。車道、自転車道、歩道の整備、橋、広場、休憩所等自然歩道を利用されるためのさまざまな整備が図れることになっております。今回計画しております駐車場整備は長距離自然歩道でありますので、部分的に自然歩道を利用される人のために乗りつけ場所として整備を図る予定を持っております。また、葛城山麓の散策の拠点として利用願えるものと思っております。以上のように、県とも補助金の要望等行いまして、先ほど申し上げましたように、平成21年度で予算計上を考えているところでございます。

以上です。

石井議長 市長。

山下市長 ただいまの吉村議員の質問に対しまして、私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

非常にまず残念なのは、言葉というのは非常に難しいというか、とらえる人によっていろんなとらえ方があるのだと思いますし、感じる人によっていろんな感じ方があるのだと思います。私は、さきの市長選挙におきまして新庄、當麻分断をしたいというようなことを言った覚えもございませんし、また新庄、當麻にかかわりますその投資比率のことは申し上げたことはあるかと思っておりますけれども、やはりバランスのとれた事業の展開をしていかなければならないという見地に立って、いろいろとお話をさせていただいたというふうに思っております。いろいろととらえ方というのはあろうかと思っておりますけれども、私は先ほど吉村議員の方から言うていただきましたように、新庄、當麻そういう枠組みは越えて、やはり大きなものを見方をしていかなければならない。3万6,000人の市民が住んでいるこの葛城市全体を大きく俯瞰しながら地域の特性ということを考えて、工場、工業に適しているところはそういう投資をしていかなければいけないでしょうし、また自然環境を残していきながら、田畑、またはそういう農産物等で振興していける地域はそのようにしていきたい。また、住宅地に適しているところ、駅に近いところ等々そのように整備をしていくというのが本筋ではなかろうかというふうに思っております。ただし、これは全て予算あつてのことでございますから、しっかりと平成21年度の予算編成において無駄なものを排除していきながら、できるだ

け市民にサービスを還元していける、優先順位を明確にしていきながら出していくということとをずっと一貫して言い続けておりますので、そのようにさせていただきたいというふうに思っております。

J R新庄の北側の高架橋のことをお尋ねになられましたけれども、この議案といいますか工事締結の議案につきましては、私も議員のときに否決をさせていただいた1人でございます。きょうこの議会が始まりまして12日のときから、一度私が否決をいたしました議案の再提出につきましては、いろんな議員の皆さんから一度自分が否決をした議案について短い期間で再提出をするのはどうだろうかとか、また、いろいろとご意見を頂戴いたしました。一度否決をした議案につきまして再提出するのはなかなか難しいものなんだなということをいろいろと改めて感じておるところでございます。さはさりながら、このJ Rの高架橋の問題等々、長らく旧新庄町の時代から考えて推進をしてこられた。合併のときには一旦この事業を新市建設計画の中からこれには入れないということで両町の約束ができて、にもかかわらず、継続事業として今まで事業を遂行してきたさまざまな経緯があつて、どの意見が正しくて、どの意見が間違っているのかというのは一概には言えないところでございますけれども、ただ、現在ストップしておる状況のまま放置しておくのは適当ではないであろうということは、私も思っております。区画整理事業ももうまもなく終了するであろうということですし、あと1カ年かかる、それで終了するであろうということでもございますし、公園につきましてはもう既に終了いたしております。そのほか、その周辺の道路事業につきましても、ついているところ、ついていないところ、工事にかかっているところ、かかっていないところ、いろいろとあるこのような状況のまま放置しておくのはどうなのかなというところも含めて、やはり検討はしていかなきゃならないだろうなというふうにも思っております。

先ほど吉村議員の方が、他の補助事業に影響を残すということを山下市長が言ったということですが、私の方から言ったわけではございませんで、担当部長の方から言いましたけれども、他の補助事業につきましては、それぞれ尺土駅前なのかほかの国庫補助事業なのか、わかりませんが、影響があるのかないのか、それはもし向こうが難しいというようなことを言うことがあれば、私は全力を尽くして県や国に赴いてその補助事業を獲得していく覚悟でございますけれども、それとまたこれとは別にやっぱり考えていかなきゃならない。また今まで補助金をもらって事業をやってきた手前もあります。これで1つの事業ということで、終結はしていかなければならないというふうにも考えてはおります。補助金を返還しなきゃならないだろうとか、いろんなことが取りざたされておりますけれども、できるだけ葛城市、その補助金の返還の起こらないような形でどのように仕舞をつけていけばいいのかということを含めて、十分に検討していきたいなというふうにも思っております。

それもこれも、全て先ほど申し上げましたように、事業の投資効果等含めて、また住民の皆さんに十分ご理解いただける内容にして事業を進めていきたいというふうにも考えておりますので、まだこの形でこういうふうにしていきたいということは明確には申せませんが、考えていないことはないというか、しっかりと考えさせてもらって、その時期が来まし

たら、皆さんにも、また住民の皆さんにもご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

石井議長 5番、吉村君。

吉村議員 部長、市長、それぞれにお答えいただきまして本当にありがとうございます。

比率の問題は言ったかもしれないけれどもというふうにおっしゃっていましたが、私は選挙中、いろんな方、當麻地区の方、當麻地区にもいろいろ知り合いも親戚もありますけれども、みんな同じような答えが返ってきていたので、市長が言わなかったにしろ、どなたかがおっしゃっていた。それを認識されながら容認されたということがあるというふうに思うんですね。これを容認して、このことが伝わることによってどういった影響があるのかというのは、やっぱり市長になろうとされている方ですから、簡単に推測できたと思うんですよ。それを容認してしまったというのは、私は大変いけなかったのではないかなという思いをしています。

それからまちづくりにつきましては、私自身は4年前の合併して初めての12月議会で一般質問させていただいています。そのときには合併してすぐにですから、それぞれの旧當麻、旧新庄のよいところをみんなで知って、相手を認め合いながらまちづくりをすべきだというふうに言わせていただきました。今もその気持ちには変わりありませんし、今合併してしばらく、特にしばらくの間は融和が一番重んじるべき点だというふうには思っていますので、ですから、そういった点で、融和でなく対立にってしまったという感じを受けています、私は。

先日も、ほんの先週のことなんですけれども、うちの母がいきいきセンターから帰ってきて、そのときに私に、きょう當麻の人に会ったら、新庄と當麻の予算の比率が9対1と聞いたけど、本当？ という話を言ってきたんですね。もう選挙がたって1カ月半、2カ月近く立つのに、まだそういったことがささやかれている。それも私が聞いていた8対2じゃなくて、9対1に話が勝手に走っているということはすごく危険だなという思いがしました。先般、私は先ほど旧両町の比率ばかりをとらえて、まちづくりは危険だというふうに言いましたけれども、このようにJR駅前、このままにはしないというふうにおっしゃっていますが、この開発をこのままにして尺土駅前の方の開発を進められたときには、果たして住民の賛同が得られるのかなという思いもしています。

今、先ほど言いました分断、それは市長の意図ではなかったのかもしれないけれども、2つに分けてしまったということ、それはもとに戻したと先ほど言いましたけれども、対立関係にってしまったということは、私はマイナスにまで持っていったというふうには思っています。それほど大きかったというふうには思っているんですけれども、特にこのJRの問題を中止しますと、ますますこの対立関係に拍車がかかるんじゃないかなという思いがしています。

このJRの問題に関しましては、私の所管であります都市産業常任委員会でこの間も話はいろいろ議論があったんですけれども、私は委員長の立場でありますし、先ほど言いました請願書の紹介議員ということで、中立の立場を保たなければいけないという思いがあります。

たので、この機会に改めて一議員として、今質問させていただいているところです。JRの件に関しましては、もとの計画から言いますともう20年近く費やしているわけですね。道路の整備ということになりますと、こういうふうに長いスパンで考えなければいけないし、それぞれの協力も得られなければならないというふうに思っています。請願書の中にもありましたけれど、この20年間、地元の人にいろんな協力をもらってしてきました最終のところに来て、その否決だったわけですけども、ですから、地元からしたら、これはすごく悲願なんです。それを、地元だけではなくて、この9月議会で否決されて以降、私の方にはいろんな方がお話に来られるんですけども、あのままほっとかないでしょうねとか、自分自身あそこで道が狭いので対向でひやとした思いがあるから、必ず工事は続けてくださいというふうにおっしゃる。これはもう3カ大字以外の方ですから、このように地元以外でもこれは完成を待ち望んでいる方がたくさんいらっしゃるということは知っておいてほしいなというふうに思います。これは、その地元の人によりますと、将来的にここに道が通りますよとか、整備はここ予定されていますということでわざわざ葛城市に居を構えた方もいらっしゃるわけですよ、その中には。それと、拡幅もされるということで、地元は地元が発展するなというところで、本当の本意じゃなかったかもしれないですけど、自分の大事な土地を提供された方もいらっしゃるわけです。そういった方からいいましても、やはり今回の結果は納得いかなかったのではないかなというふうに思っています。

それから先ほど言いました補助金事業についてですけども、私はかなりの影響があるなというふうに思っているんですけども、まず国の予算ですから、これから尺土駅前も必ず使うわけですし、いろんな事業で国の予算を使わなければやっていけない。ところが、せっかくついた予算を返すということになりますと、本当に次の事業のときに葛城市に予算をつけていただけるのかなという思いがあります。国交省の中には都市局と道路局というのがありますから、JRは都市局、尺土は道路局ということになりますと、部局が違うからいけるんじゃないかなという考えもあるかもしれませんが、近畿整備局が1つの割り振りをなさるんですから、そこから見ると葛城市というのはやっぱり1つにしか見えないというふうに思うんですね。ですから、JRの分代で予算は返しても、こちらの方だったらとれるんじゃないかなという思いもあるんじゃないかなというふうに、私は思っているんですけども、もし、これが尺土の方に予算がついたとしても、それじゃ都市局管轄の分は本当にこれから予算をつけていただけるのかなという気もしますし、この中には山麓地域の開発もやはり都市局の方の管轄だというふうに思いますので、そちらの方にも影響があるのではないかと。今後の葛城市の事業に大変影響が大きいというふうに、私は考えています。

それともう一つの影響としましては、これは職員の士気の問題なんですけれども、9月議会の決算のときにも、ある議員さんが、ついた予算については早く執行しないとイケないですよみたいなことをおっしゃっていたんですよ。職員の皆さんはみんなそんなつもりで仕事をなさっていると思うんです。予算がついたから早くそれに向けて汗をかいているんな調整をして、その事業に向けて汗をかいておられる。ところが、今回のように予算を通しながら工事自体がだめということになりますと、これは本当に、また違う意味で、この件で言いま

すと、JRそれから国、県、近畿整備局などに説明に行ったり謝りに行ったりしなければいけないということになります。そういうことになると、職員はもう本当に今までやってきたのは何だっただろうというふうに思うと思うんですね。無駄な時間、無駄な経費を費やしていることになります。職員の方は何もおっしゃいませんけれども、私がもし職員であれば、ぎりぎりノーを出さずに、予算の段階でこれはだめですよと言ってもらいたかっただろうなというふうに思います。予算でノーが出たら、そのことはしなかったんですし、ですから、今後予算が通った事業に対しても、もう一つ一生懸命やってきても、今後予算が通ってやりましようかとなってやっても、また、これぎりぎり反対されたらどうしようかという思いにもなるんじゃないかと。これは士気を下げることになるんじゃないかなというふうな思いをしています。こんないろんなことを考えますと、中止するということになると、数字以上に私は失うものが多いんじゃないかなというふうな思いもしています。

それから、観光駐車場につきましては、先ほど部長から平成21年度の予算計上を考えているというお答えをいただきまして、ありがとうございます。葛城市の観光につきましては、平城遷都1300年記念事業が近づいております。9月議会でも質問させていただきましたけれども、葛城市を市外、県外の方たちに知っていただく絶好のチャンスだというふうに思っています。ですから、ぜひそれまでにできるだけ受け入れ態勢を整えていただきたい。そういった意味でも、インフラ整備は不可欠だなというふうに感じています。これも新聞のインタビューで、市長は市は竹之内街道、當麻寺、笛吹神社など、文化遺産や自然環境に恵まれている。観光資源は全国に自慢できるものがある。ただ、駐車場、看板、トイレなどインフラ整備が遅れている。全国から観光客に来ていただくための方策は必要だというふうに答えられています。この全国ということでは、神社側の思いはどうかわかりませんが、先ほど言いましたように、独自で調べて自分のルーツをたどってこられた千葉県の方のように、例えば全国の笛吹の姓の方の集合という企画も考えられると思うんですね。実際、私の親戚にも笛吹というのが、福井県出身なんですけれども、いますので、そういったことで、そういう企画もいいだろうというふうに思います。またマルベリーホールのコけら落としでも演奏なさったフルートの安藤先生も笛吹神社の存在を知らないで、笛吹というご縁からみずから神社に来られたのが始まりで、その後新庄町、葛城市とのご縁が続いています。このようにアイデア次第で将来の葛城市の観光に大いに期待できる資源としてぜひ今後、今北側だけということになりましたけれども、もし、いろんなインフラ整備が残ることがありましたら、その後もご尽力いただきたいなというふうな思いをしています。

この観光駐車場につきましても、市長の考えを伺っておきたいなというふうに思います。

石井議長 市長。

山下市長 ただいま吉村議員から再質問をいただきました。

まず、選挙につきましてですけれども、私はそんなに強い、強いというか、きっちりとした選対を持っているわけではありませんので、どこまで行き届くのか、実際に私のことを支援していただいている方がどこにいらっしやってどんな動きをしていただいているのか、そこまでちょっと把握ができない。吉村議員は選挙のときは隅々まで目を行き届かせておられ

るんだらうと思うんですけれども、なかなか実際どのような形で私の思いを皆さんの方に伝えていただいているのか、そこまで責任をとれと言われても、ちょっと私の方ではわからない状況でございますので、それぞれがそれぞれ私のことを思って葛城市のことを思って、動いていただいた結果でございますので、ただ、いろんな形でその言葉がひとり歩きをしているやないかとか、間違ったメッセージを与えているやないかということが、今、吉村議員の方からありました。まさしくそういう間違ったメッセージというのはもちろん払拭をしていかなければならないというふうに思いますし、それは私も吉村議員と同じ思いであります。

そういう意味で、葛城市というのはいろんなインタビュー等、取材等の中で、私は融和を図っていきたい、新庄、當麻、そういうことはもう関係なしに、葛城市1つとして葛城市の発展を考えていきたいということを繰り返し繰り返し言わせていただいております。まさに、融和を図っていくがためにいろんなことをさせていただきなさいいけないでしょうし、私からもいろんなメッセージを伝えていかなければならないと思っております。

また、その間違ったメッセージというところで言いますと、これはもう全然見解が違う話かもしれませんけれども、葛城市の財政状況は大丈夫だという、これもある意味間違ったメッセージが市民や県下一円にメッセージが伝えられている。これも私はある程度変えていかなきゃならないだろうなというふうに思います。過日、議員の皆さんにもお示しをしたとおり、葛城市の財政状況というのは基金をずっと取り崩ししてきて、基金もどんどんどんどん減ってきている。にもかかわらず、昨年いろんな企業の解散があったり、税収がいきなりぱっと上がったとか、やらなきゃならない事業、都合がつかずにちょっと先延ばしにしたりとか、さまざまな要因で黒字になったと。それで財政力指数なり、経常収支比率なりというのが物すごく、これはもう県下だけじゃなくて全国的に見ても大変優秀な数字が出ておるわけですけれども、それが葛城市の実態を反映しているわけではないという。これもある意味、僕は間違ったメッセージを伝えてきているんだなというふうに思っておりますのでね。それもやはり払拭していかなきゃならんのだろうなというふうに思います。それがために、ちょっと今私もこういやってお話をさせていただいておるんですけれども、少しずつですけれども、住民の皆さんに間違ったメッセージ、その新庄、當麻投資比率等々、あるかわからんけれども、葛城市全体のことを考えて融和をしていながら、葛城市民であるのだということを誇りに思ってもらえるまちづくりをしていかなければならないということをメッセージとして送り続け、またそういった事業展開をしていかなければならないんだらうなというふうに思っております。

また、JRのこの否決の問題が他の事業に影響するかもしれない、またほかの地域の方々もこの事業のことを心配されているというお話がありました。確かに、そこに住んでおられる地域の方、またそこを利用される方は多いでしょう。しかし、葛城市には3万6,000人の市民がいらっしゃるって、3万6,000人の市民の皆さんの幸せをどのような形で我々がお手伝いさせていただくのかということを考え、また、そこに皆さんからお預かりした税金を投入して事業をしていくというのが我々の仕事であります。そういった観点で、みんなこういう意見があるからここに傾注しなさいいけないんだということは、それは当たらないんだらうなと

いうふうに思います。確かに、今まで積み重ねてこられたことがあり、またそれを望んでおられる方がいらっしゃる。その意見は尊重はしていかなくやならないですし、その意見も考慮に入れながら、やはり葛城市全体を見渡して事業をしていかなければならない。ただし、先ほど私が最初に答弁いたしましたように、この事業をこのまま中断して放置しておくという事は適当ではないというふうに考えておるといことは何度も申し上げておりますので、どのような形になるかということ、決定をいたしましてからまた皆さんの方にお知らせをし、こういう事業展開をさせていただきたい、またこの予算についてご理解いただきたいというふうにご相談もさせていただきたいというふうに思っております。

また、その影響の問題でございますけれども、補助金等の影響の問題ですけれども、これも先ほど言いましたように、他の補助事業につきまして影響が出るかもしれない、大いに影響が出るかもしれないというご懸念、よくわかります。だから、私は一生懸命足を運び、また汗をかきながら、県や国、近畿整備局等足を向けていかなければならないんでしたら、そちらの方に足を向けさせていただいて話をさせていただき、ご理解いただくよう、影響が出ないように、一生懸命に努力をさせていただきたい。

また、職員の士気云々のことにつきましても、葛城市の現在の状況を職員の皆さんに十分に理解をいただきながら、私が決定を下してきたことにつきましても説明させていただき、士気の低下につながらないように努力していきたいと思っておりますし、また、今12月に入りましてから、市の職員の面談やまた就任してから朝礼等、また部長会等いろいろとさせていただき、その中で私のメッセージなり思いなり、また市役所として市の職員として公務員として、進んでいかなければならない方向であるとか、またやらなくやいけない仕事であるとか、そういったことについて説明し、遂行させていただきたいというふうに思っています。

観光駐車場につきましては、現在南側の整備ということで、これ、補助対象になるということで整備をさせていただいております。ただ、北側の方につきましては、今北側の方について言っておられるんですけれども、これは市の所有している財産ではございませんので、そこに対して市が整備し、やっていくということは適当ではないというふうに考えておりますので、現在のところ、それは今一切考慮には入れておりません。

以上でございます。

石井議長 5番、吉村君。

吉村議員 再度お答えいただきましてありがとうございます。

選挙につきましては、経緯はどうであれ、こういった状態になっているということだけは認識していただきたいなというふうに思います。

それからJRの問題につきましては、このままの中断は適当ではないという考えですので、どういった方向になるか、先ほども言いましたように、答えを待つところですが、もし予算の関係で縮小ということになりましたら、地元の方の十分納得できる答えを出していただきたいというふうに思います。まちづくり全体でいいましたら、このJRの新庄駅の開発のときもそうですけれども、いろんな方の協力をいただいているわけですが、これからのまちづくりには市民の協力なしではできないということがあります。市民から、市民

だけじゃなくて職員から、両方からですけれども、この市長のためだったら少々の無理は聞いてやろうと言われるような市長になっていただきたいと思いますし、また市民とはそういった関係を保つべきだというふうに、私は思っています。今後のまちづくりに期待するところですが、それと観光駐車場につきましては、今のところ南側だけということになっています。実際にこれからつくっていただいて、利用状況なんかを見てどうなるか、私はまだ思っているんですけれども、今後のこともまた考慮に入れていただきたいなというふうに思っています。

それと、観光につきましては、ことし10月に国交省内におきまして観光庁が発足されました。国の方でも観光立国の推進に向けて力を入れようとしてされています。また、そしてその発足とともに、内外の観光客による2泊3日以上滞り型観光ができるような観光エリアの整備を促進するための観光圏整備法がことし7月に施行されました。観光圏ということですから、近隣市町村との連携が必要な場合も出てきますけれども、そのほかにも支援メニューとして、いろんな補助金、交付金事業がありますので、これからの葛城市の観光対策として少しでも率のいい事業を利用して整備に努めていただきたいということ、これはお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

石井議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、16番、高井悦子君の発言を許します。

16番、高井君。

高井議員 それでは議長の許可を得まして、ただいまから一般質問をさせていただきます。大きくは2点でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目です。平成21年度の予算編成方針についてということでございます。予算編成に当たっての基本的な考え方、そして重点施策の取り組みについて、そしてもう一つは財政状況とその後の見通しについてということで、お伺いしたいと思います。山下市長にとって初めての議会であります。選挙で託された多くの住民の期待にどうこたえていくのか、掲げられました公約をどのように実現されようとしているのか、期待とともに厳しい住民の目が注がれていることを十分に認識していただき、住民が誇れる葛城市づくりに取り組んでいただくことをまず最初にお伺いいたします。

まず、平成21年度の予算編成に当たっての基本的なお考えについてお伺いするものですが、ホームページ上でも葛城市の予算編成方針が掲載されておりますが、政府は経済財政改革の基本方針2008において、平成21年度の予算は基本方針2006で示された歳出全般にわたってこれまで行ってきた歳出削減の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じてその姿勢を堅持することを求めています。しかし、アメリカ発の金融危機は日本経済に大きな影響を及ぼし、トヨタを初めとした大企業による非正規労働者の大量雇い止めや下請企業への仕事減らし、一部上場企業での内定取り消しや正社員のリストラまで長く深い不況の到来といわれる経済情勢で、景気動向も急速に悪化をしております。そういったもとで、最近の国会の様子はといいますと、政府自身、これまでの機械的な歳出削減路線を続けるのか、それとも一時凍結するのか、来年度予算編成の基本方針の決定をめぐって政府、政権党が右往左往して

おり、国の基本方針がまだ定まらない状況にあります。その上、国民の切迫した雇用や暮らしの改善に自民党内や多くの国民からも酷評を受けるような定額給付金制度などに見られま
すように、まともな経済対策すら打たれずにいるわけであり、その一方で、消費税を3
年後に増税する、そういう方向を示すなど、国民生活をさらに苦境に追いやる方向を打ち出
しているわけであり、そして、そのことは、地方の行財政運営にも深刻な影響を与える
ことになっております。厳しい情勢の中にあつて、葛城市の新年度予算が地方自治の本旨で
あります住民の福祉や暮らしを守り、どう前進させていくのか、増進させていくのか、厳し
く問われるものでございます。予算編成に当たっての基本的なお考え、重点施策の組み
組みをお伺いいたします。

次に、葛城市の財政状況とその見通しについてお伺いをいたします。先日の議会全体協議
会で平成18年の秋に立てられたという既存の事業と新市建設計画をそのまま実施したと仮定
をした財政シミュレーションが示されておりました。これは三位一体改革の影響のもとで合併
前に立てられていた財政計画が、合併1年目にして破綻をしたことで、議会からも事業計画
の見直しや財政計画の見直しを求めていたときに作成されていたものと思われるものであり
ます。継続事業や新市建設計画の見直しと、その裏づけとなる財政計画の策定を求めてまい
りました日本共産党として、その当時に議会に提出されておれば、早期の事業見直しができ
ていたのではないかと残念に思うところであります。しかし、これはあくまでもその当時の
シミュレーション計画であり、実態は実施事業も財政状況も変わっており、現在の財政状況
に至った1つの経緯としてとらえられるものであろうというふうに思っております。その上
に立って、現在の葛城市を取り巻く財政環境と財政状況はどのようになっているのでしょ
うか。説明を求めるものであります。また、平成20年度の財政見通し、そして今後の財政運営
をどのように進められようとしているのかも伺いをいたします。

次に、2つ目です。国保証の交付問題についてであります。国保証が未交付であったり、
正規の保険証が交付されていないことによって無保険状態になっている子供の医療保障につ
いてのお伺いであり、

今、全国各地で生活困窮から国保税が滞納となり、正規の国保証が交付されずに資格証明
書が発行されている世帯がふえております。そのことによって、子供が無保険ともいえる状
況になっており、必要なときに必要な医療が受けられないという事態が起きて大きな問題に
なっております。この実態について、10月に厚生労働省が全国調査を実施したところ、全国
の1万8,000世帯の3万3,000人の子供がそういう状況にあることが報告をされておりました。
修学旅行に行くのに国保証のコピーを持っていけない児童がいるとか、子供が熱を出して苦
しんでいるのに医者に行くことができなかつたとか、正規の国保証がないために何の責任も
ない子供の体や心に苦痛を与えている、こういうことになっております。ご存じのように、
資格証明書では医者にかかるとき、一旦全額自己負担をしなくてはなりません。国保税を滞
納となっている状態の人が医療費の全額負担は到底できず、現実問題として医者に行くこ
とが大きく抑制され、保険証がないことで手おくれになったと、こういうような悲惨な事例が
昨年の1年間で31件あったことが、全国民医連の調査で明らかになっております。幸いにし

て、葛城市においては滞納者への資格証明書の発行は行われておらず、丁寧な対応がなされていることを評価させていただいていること、まず申し上げたいと思います。

その上で、短期保険証の発行の問題と、納税指導のためと保険証が未交付となっている世帯についてお伺いをいたします。現在、1カ月、3カ月、6カ月という短期保険証が発行されています。これは短期で有効期限が来ることによって納税指導がしやすい、こういうものですが、納めるお金がなければ保険証を取りに来られない。期限が切れたら無保険という厳しいものであります。そしてそれに加えて、納税指導のためとして保険証が役場に保管されている未交付のものがございます。納税相談に来れば、あるいは納税計画が出せたらよいのですが、納められる見通しの立たない人にとっては取りに来られない。敷居の高いところで、病気になったらどうするのかと不安と隣り合わせの毎日ではないかと思っています。そして、この人たちの現状からいいますと、保険証が手元にない無保険という人たちであります。その中でも子供の無保険が大きな問題であります。葛城市では税の滞納による資格証の発行はされておりませんが、現実問題として、保険証が交付されていなければ同じ事態と言えます。納税指導のため、役場保管とされている世帯数、そしてその中の子供の人数、どのくらいいるのでしょうか。また短期証が発行されております世帯についても同様に、期限切れなどで同じような事態になってくることからその人数など、実情をお聞かせいただきたいと思います。

質問は以上でございます。再質問は自席から行わせていただきます。

石井議長 総務部長。

大武総務部長 それでは高井議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、来年度の予算編成方針でございます。この件につきましては、本年11月14日に全部課長に対しまして編成方針の説明会を開催しまして、説明をいたしております。また、その後、議員ご質問の中にごございましたように、市のホームページにも掲載をさせていただいております。その概要ということでご説明申し上げたいと思います。平成21年度につきましてはの予算編成方針でございますけれども、ご存じのように、景気の後退に伴いまして、その影響が個人、法人の市民税、特に法人市民税においては大幅な減額が見込まれております。また歳出におきましては、扶助費、繰出金、新市建設計画に伴います普通建設事業費等の増額が見込まれるなど、深刻な財源不足が予想されるところでございます。このような情勢の中でございますけれども、本市においても一度原点に立ち返りまして、葛城市の基礎体力を測定すべく、予算査定の中で全事業の見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。その中で、住民サービスの向上を原則としながら、必要不可欠なサービスを骨格として重複する事業を統合・整理し、継続する意味を見出せないものについては廃止もやむなしの覚悟で取り組んでいきたいと、こういうふうに考えています。したがって、平成21年度の予算編成に当たりましては、まず従来の5カ年計画あるいは新市建設計画に基づく適切な予算要求を願いたいというふうに言っております。それを査定段階におきまして精査を進めていくというふうになっておるわけでございます。各部課におきましては、できるだけ詳細な事業計画書を作成していただきまして、それぞれの事業の必要性あるいは実効性というものを十分に説明していただくようにということも申しております。この編成作業を通じまして葛城

市のポテンシャルを確認した上で、限られた財源の効果的な活用に努めまして、重点配分すべき事業の優先順位を明確にしながらい採択をしていくと、こういった方針でございます。

次に、2点目のご質問でございます。財政状況の見通しということでございます。19年度の決算の数字におきましては、一般会計につきましてはまだ継続審議でございますけれども、おおむね19年度を終えての財政状況、また今後の見直しにつきましては、先週の12月5日に部課長、課長補佐級の管理職研修を行いまして、財政状況の厳しさを説明したところでございます。合併以降、基金は確実に減り続け、合併前年度普通会計ベースで44億円余りあった基金残高も、平成19年度末では23億8,000万円余りとなりまして、この4年間で20億円余りが減ったということでございます。平成19年度決算におきます県内市町村の財政指標は、葛城市は経常収支比率を初め財政健全化判断基準に基づく指標等々、新聞、マスコミ報道では県内では非常に良好な自治体として評価をいただいておりますけれども、基金取り崩しの中での財政運営を行ってきているというのが現状でございます。平成21年度の税収見込みに至りましても、税務課の原課要求の額では3億円余りの大幅な減収が予想されるという厳しい状態でございますので、内情的には非常に行き詰まった財政状況ということであるということでございますけれども、今後、予算査定の中で知恵を出していただきながら、平成21年度の予算編成を進めていきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 それでは、16番、高井議員の2点目の質問でございます。保険証の未交付、短期証等によりまして無保険状態になっております子供の医療保障につきましてお答えさせていただきます。

国民健康保険短期被保険証につきましては、国民健康保険の被保険者間の負担の公平を図り、国民健康保険事業の健全な運営を供するために実施する国民健康保険税の収納率の向上対策の一環といたしまして、国民健康保険税を滞納している世帯に対しまして交付する制度でございます。このうち、資格証につきましては悪質な長期の滞納者世帯に交付され、医療機関での支払いが10割負担となりますので、葛城市は過去、現在におきましても義務教育終了前の子供のいる世帯への交付は行っておらないのが現状でございます。

しかし、滞納世帯への医療証の交付は窓口交付としている関係上、質問にございますように、残念ではございますが、保険証が未交付の、または短期証の期限が切れたままの世帯が生じておるのも現状でございます。本年11月末現在の数字でございますが、本人の手元に保険証が届いていない義務教育終了前の子供のいる世帯22世帯に対しまして、29人が現在未交付という状況になっております。この中にはことし4月以降に短期証の保険証が交付されておりましたが、その後の有効期限が切れても保護者が納税相談に来られないために交付を受けられていない子供が16世帯で21人ございます。また、平成20年度の当初より1回も交付を受けていない子供が、残念ではございますが、7世帯8人がこの中に含まれておるわけでございます。これらの方々には毎年3月保険証の一斉交付のときに、またその後3カ月ごとに1回ごと保険証の有効期限が切れます、納税相談にお越しく下さいという通知を郵送いたし

ておりますが、何ら連絡をいただけないために、保険証が発行されていないのが現状でございます。

当然のことながら、納税相談を受けていただきましたら、状況によりまして、1カ月、3カ月、6カ月の短期証を発行させていただくことにしておるわけでございますが、なお、全国では少数の自治体が窓口交付を前提といたしましても、子供のいる世帯には保険証を交付しておる自治体があるようでございますが、保険証の完納している世帯と滞納しておられます世帯との均衡がとれず、不公平感がぬぐえないというのも現状として残っておるようでございます。また、子供だけに保険証を交付することにつきましては、現行の国民健康保険法第9条第11項の規定によりまして、保険証は同一の世帯の属する全ての被保険者につきまして同一の有効期限を定めなければならないと規定されておりますために、多くの自治体ではその対応ができないために苦慮しておるのが現状でございます。しかしながら、先ほど申されましたように、10月30日の通達、また12月4日の新聞にも報道されておりますように、一定の年齢の子供に限りまして一般証を交付できるように国民健康保険法の改正がそれぞれ今検討され、改正されるようなことを情報として入手しておるわけでございます。本市といたしましては、どのようにそれに対応し進めていくか、今現在検討しておるところでございます。

このような流れの中で、現在無保険の子供さん29名の保護者の方々には、次回の納付相談の案内時におきまして、子供の無保険を全て解消させていただくように文言を加えまして、気軽に納税相談のできる体制づくりをいたしまして、保険証の有効期限の切れる状態にならないように啓蒙を進めてまいりたい。そういうふうを考えております。

以上でございます。

高井議員 答弁漏れを。短期保険証発行の中の子供の数というのもお聞きしたんですけれども。お答えいただいたかな。

石井議長 副市長、答弁願います。自席でいいです。自席でどうぞ。

杉岡副市長 短期保険証の数につきましては今現在資料を持っておりませんので、申しわけないですけどもお答えできません。私の記憶にあります中で、全世帯におきまして179世帯だと思っております。子供さんの数につきましては現在把握しておりませんので、この29名の中に入っておると。資格証明は発行しておりませんので、この分が短期証だというふうを考えております。

石井議長 高井君。

高井議員 私自身は、短期保険証の1カ月、3カ月、6カ月、この短期証の保険証の発行についても、きちっとその中にどれだけの子供がいるのかということをお伺いするよということを事前に言っておったので、当然ね。もう次のに入ります。

先ほど国保証の問題から行きますけれども、いわゆる未交付の状態ですね。納税相談にも来られないからということで、置いているというところが22世帯29人ということでありました。もう数がないということですので、私は担当の方にこの短期証の発行の人数とその中の子供の人数というのを聞いておりますのでね。もう言います。非常に大きな人数やからと、

私はすごく思っておりますのでね。1カ月証短期証の発行が64人おいでになります。そのうち子供が21人です。3カ月証というのは88人に発行されていて、子供は16人です。6カ月証、93人、世帯ではありません。人ですのでね、発行されていて、子供は20人。短期証の発行数の全体のうち子供は57人おいでなんです。いるんですね。先ほどの未交付の数ですね。そのうちの子供29人ですから、子供が86人、非常に不安定な保険証、あるいは持っていなかったり、非常に不安定な保険証の交付の状態に置かれているということなんです。

確かに収納率向上のための対策だということで短期証を出しはるというのはよくわかるわけですけども、やはりこのお医者さんにかかろう、高い国保料のもとで払えなくて滞納になっている、そういう人たちが一生懸命納税計画を出しながら払うと。そういう姿勢を持ってもらうのは物すごく大事やと思うんです。それを追及しはるのは当然のことだと思うんですけども、やはり1カ月の短期証を出されて、お金を持っていかへんかったら、次もらいに来られへんというのが普通のまともな住民さんの感覚だと私は思うんですね。そうやって短期証の期限が過ぎればもう無保険状態であるということには変わらないんですよ、子供が。そういうことからしまして、本来、保険証自体は国民皆保険制度のもとでやっぱり保険証はきっちり交付するというのは、これは第一義的なことなんです。その中でも、子供については特に今大きな問題になっているわけですよ。そのことを指して、厚労省もこの10月末には子供の分については保険証を、一般の正規の保険証を交付しなさいよと、そういう通達まで出すに至っているんですね。もちろん部長は、うちは資格証を出してへんからということがすごくあるんだろうと思うんですけども、私は資格証も短期証も同じような非常に無保険状態に近い状態に置かれるということでは一緒だというふうに思うんですね。

これ、先ほども冒頭で言いましたけれども、全日本民主医療機関連合会というところが国保の死亡事例の調査というのをやっているんですね。これは去年1年間の国保での死亡事例の数をカウントしているんですけども、31例でありますね。その中で資格証明書を持ってはったということで亡くなっている方が5人。短期保険証では7人。無保険というのも15人。無保険ですね。こういう状態があるわけですね。ですから、私は資格証を発行してへんからよしやということではなくて、やはり全ての人に正規の保険証を渡していくことも大事ですし、とりわけ子供に対して、義務教育の期間中の子供に対しては、やはり少なくとも正規の保険証を交付すると。そういうことをしなければならないのではないかとこのように思います。

それと、市長自身も選挙公約の中で、そして朝からの答弁の中でも乳幼児の医療費の助成制度の年齢引き上げをすると。小学校卒業までにいわれる助成対象を広げますよということでした。それをぜひ実現、早期にという思いはしておりますけれども、そうなったとしても、その医療証、医療助成書を持っているだけではお医者さんに行けないんですよ。国保証が要るんですよ。私はやっぱりそういういろんな思いは交差しますけれども、そういったことをしっかり踏まえていただきまして、子供には、せめて子供には正規の1年の保険証を発行すると。そういうことをお願いしたいというふうに思うわけですが、その点について市長の答弁もお願いしたいなというふうに思います。

それと、来年度の予算編成に当たってでありますけれども、基本的な、部長がお答えいただいたのはホームページに出ているような内容をお答えいただいたと思っております。当然違うことを言ったらおかしいわけですから、それでいいわけですが、財政状況についてもお答えをいただいたわけですね。まず、財政状況ということでいいますと、平成19年度決算においては、県下においても現時点においてはまあ良好な形の決算が行われているというような評価に値するような数値が出ております。しかしながら、合併以後、毎年実質的に4億円余りの基金の取り崩しが行われておりますね。そして、当初予算段階では大体ほぼ数年で15億円前後の歳入不足になって、基金から繰り入れるというような状況になっておまして、平成19年度末は残高として24億1,000万円。こういうような数字になっているわけですので、今後大きな総合計画、新市建設計画継続事業、こういったものの実施が、今の状態ではやるということになっているわけですが、そういうことになると、もう財政破綻、予算すら立てられないというような状況が本当に近々に来るのではないかと、いうふうにも非常に心配をしております。

そういう状況の中で、ことしの予算は何を見直し、何を優先した予算編成にしていくかということになるんだと思うんですね。一番基本になるのは、今国民の皆さんの暮らしはどうなっているんだということではないかと思えます。もう連日新聞、マスコミ、本当に大変な100年に1度来るか来ないと言われるような大不況、そして雇用の破壊、こういったものが進んで、私の身の回りにもことしいっぱいで仕事なくなったという人が2、3人出てきているわけです、聞こえてくるだけで。やはりそういった状況の中で、今本当に住民から求められるのは自分たちの暮らしや福祉、そういった本来の地方自治体のやるべき仕事、それがどんなふうに来年度予算に反映されていくのやら、自分たちの暮らしを温めてくれる政治をしてくれるのだろうか、そういうことが、私は求められているというふうにも思うんですね。

市長自身もこのままいったら財政は大変になるという思いは十分お持ちですし、全事業の見直し、評価、そして優先順位をつけて必要性、緊急性、こういったものを全て一から洗い直して組み立てていくんだと。私はそういうことは当然必要ですし、ぜひこれまでも私自身も申し上げてきたことですので、そういう点で早期にそういう計画の練り直しをし、財政見直しを立てていただくということを提示していただくということが大事だというふうに思っています。ただ、やはりそういったことの中において、何を最優先に取り組むかということが、まず私は市民の暮らしがどういう状況になっているかという市長の認識、どのようにお考えになっているか、この点もお伺いをしたいというふうに思っています。

それと、実際には市民の暮らしや福祉、それを私どもは最優先にした市政にすべきだと。公共事業の見直しをしてこういう立場で今まで臨んでまいりましたけれども、やはり見直しについてですけれども、やはりソフト事業へ転換をしていく、こういったことの必要性。私は非常に大きくなっているのではないかと。道路を10メートルつくるより、今本当に必要な生活支援が欲しいということの方が、私は優先ではないかなと思うんです。もちろん道路が、公共事業がいわば全て要らないということではないんですよ。それは緊急性、必要性の判断の上に立ってですけれども、やっぱりそういった意味ではこれまでの公共事業、基盤整備事

業のハード中心からソフトへの転換、この必要性を私は本当に感じるわけですが、この点についても市長のお考えをお伺いしたいと思います。

それと、具体的な、私は市長が選挙公約に掲げられました重点施策の問題に少しだけ入りたいと思います。

子育て支援事業ということでは、朝から朝岡議員からも質問がありましたけれども、乳幼児の医療費助成制度の年齢引き上げですね。これは本当に今若い世代の生活苦、これは特に雇用の問題と絡めまして非常に厳しい状況で、結婚すら、増してや子供なんてというのが状況になっているわけです。その点で子育て支援、これは非常に重要な乳幼児医療費の助成制度、年齢引き上げは評価をしていきたいと思えますし、来年度からできるだけ早くに実施していただきたいというふうに思います。具体的な内容についてはこれから協議、検討されるのかと思いますけれども、やはり窓口負担をなくすということにおいて3割立てかえというような形でなく、やはりできるだけ負担の少ない方向での具体的な助成方法を検討していただきたいというふうに思います。

それともう1点は、老朽化しております保育所の建てかえの問題であります。磐城第二保育所の建てかえですね。これは新市の建設計画にも盛り込まれ、子育て支援センターをそこに機能を持たせていくというようなことも言われておりました。特にこの保育所は、地理的にも利便性がよくて、本当に利用希望が多いというところでもあります。働きながら子育てをする若い世代にとって、あそこの保育所、あの時点ということでもなく、あの近辺での保育所の拡充というのは本当に待たれております。来年度においてその辺の具体化はどうかということをお伺いしておきます。

それと、先ほど来言っていますけれども、非常に今の経済情勢のもとで住民の暮らしは大変になってきているという中で、生活困難に陥って直接的な生活支援を求める人、当然多くなると思えます。急激な所得減少に伴う国保税の減免制度、これを本当に具体的に考えてほしいなというふうに思っております。国保税の減免は、今経済的な、いわば所得が収入がゼロになるとか非常に厳しいもので、実態とはそぐわないものになっています。今のよういきのうまで働けていたけれど、もう今は失業状態で見通しが立たないというような状況が多々起きているわけですので、やはり生活実態に見合った形での所得の減少による国保税の減免制度ですね。それをぜひつくってほしい。これはつくるべきじゃないかと思えます。また、緊急の生活駆け込み資金貸付制度ですね。こういったものの検討。それと、中小企業融資制度の拡充ということについては、朝、ございました平成21年度枠の拡大であるとか、より充実したものにして、受けて検討ということでございますので、そういう方法をぜひお願いしたいというふうに思います。

それと、今の雇用情勢から見ますと、緊急の雇用支援対策。これはなかなか1つの自治体で難しいという部分もあろうかと思えますけれども、国、県あるいはその方策を待たずして、市としてできるものはないのか。こういうこともぜひ模索をしながら提示をお願いしたいというふうに思います。

以上です。お答えを、ぜひ市長あるいは部長なりにお願いいたします。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 せっかく事前の通告をしていただきました数字も、高井議員には担当から申しているにもかかわらず私のところに届きませんで、申しわけございませんでした。

今現在、短期証の発行につきましてのいろいろな一般証に交付をというご意見だったと思います。我々、今現在最新の情報といたしまして、先ほど申しましたように、10月30日に国民健康保険課長から都道府県の各市町村長に回ってきております通達によりますと、やはり資格証の対応につきまして短期証を活用せよという状況でございます。その短期証の活用の中で、やはりより公正な判断が行われること、それから滞納者の接触を密により図ること、それから養育環境にある方につきましては、児童相談所の方との連携を図りながら短期証の発行を行うこと、また緊急的な場合につきましても、資格証明書じゃなしに短期証を発行すること。いわゆる弾力的な短期証の発行をもちまして無保険状態を解消するという通達が来ております。一般の保険証を発行することにつきましては、先ほど説明いたしましたように、若干法に触れるという部分がございます。しかしながらこの趣旨を十分理解いたしまして、先ほど答弁させていただきましたように、より無保険状態を避けるための通知、案内、相談体制、これに向かって努力したいと思っております。

また、減免のことに関しましてもこの趣旨を踏まえまして、より納税者との接触がなければその状況がわからないわけでございます。納税者の方々にも協力をいただいて、納税相談にお越しいただくならば何らかの対応ができるというふうに考えております。したがって、この通達の趣旨を、またこれから改正されますような状況を踏まえまして、弾力的な対応をさせていただくということでございます。

石井議長 市長。

山下市長 高井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、国保証のことでございますけれども、今、副市長の方が答弁をいたしました。これから国の施策等に見ながら、当市でできることできないこと、もちろんありますし、どういうふうにして判断をしていくのか、その経過を見ていきながら判断していきたいというところでもございます。現在、葛城市ではこの納税相談ですね、相談に来ていただく方に来ていただきやすい時間ということで、年2日だけ夜8時まで時間を延長してということで対応させていただいておりますけれども、この間から担当者の方により納税相談に来やすい時間を設定し、土曜日、日曜日でも予約制でも構わないから対応ができるようにということを話しております。担当者も、担当者の職員と話をしていたら、当然我々は窓口に来ていただいたら短期証は発行させていただきますと。我々としても相談に来られた場合、仕事として職員としてはやはり納税を心がけてくださいとか、納税のことはやっぱり言わなければいけない。これは公務員として法に縛られた当たり前の発言だと思うんですけども、それはやっぱりお願いをしていかなければなりませんし、法のもとでそのように定められておるところでございますので、納税相談に来られて短期証の交付のことを頼みに来られた方、言いに来られた方につきましては必ず短期証は交付させていただく。しかし、納税のこと、滞納のことはお話しさせていただくということでございますけれども、できるだけ相談に来やす

い状況を創設していきたいというふうに思っております。

また次に、葛城市の平成21年度の予算編成等、また私の重点施策についてというお話でございました。もうまもなく今週末、来週の頭から予算査定が始まります。従来でありましたら、部長査定から始まるんですけども、頭から私が入って査定をさせていただくということで、2月いっぱいかかるんでしょうか、ずっと予算査定に入らせていただき、中身について精査をさせていただきたいというふうに思っております。もちろん重点施策、私が掲げましたビジョンなり5カ条なりということ、もちろんこれをやっていきます、やっていきますということで、ここで言っていきたいところはやまやまでございますけれども、もちろんそれに対する財源がなければできないということも確かでございますので、その予算査定の段階において、先ほどから部長が申しておりますとおり、葛城市の基礎体力がどれだけであるのか、またポテンシャルがどれだけあるのかということ十分に吟味、査定をさせていただいて、その上で政策的な経費に振り分けていくということをお願いしたい。

もちろん私としては子供の子育ての支援であるとか、またそういうものにつきまして、教育の問題であるとか、基本的な考え方としてその短期、中期、長期というもののとらえ方があると思います。お金の使い方にはいたしましても、先ほど高井議員がおっしゃっていた、今、目の前で御飯を食べていかなければならない人たち、また子供たちの将来をどうしていかなければならないか。また、葛城市の将来のためにどれだけの投資をしていかなければならないかといういろいろなもの見方、複眼を持って葛城市の財政をつくり上げていかなければならないというふうにも十分に認識はしております。よって、その方面で目の前にあること、その子供たちの子育てをどういうふうにしてサポートしていくのかということももちろん重点的に考えていきたいですし、また、葛城市の本来持っているポテンシャルの部分の農林、商工、観光であるとか、そういったところをどうやってインフラの整備をしていき、またできるだけ少ない投資で効果を上げていけるのかということも考えていかなければならないと思います。

幸い、来年、再来年には遷都1300年という大きな事業が控えておるわけでございます。葛城市の有効的な財産、歴史遺産、文化遺産、そういったものを活用しながら、より多くの方に葛城市に来ていただくことはもちろんですけども、葛城市に来ていただいてどのようにしてお金を落としていただくかという仕組みもまたこれ考えていかなければならないことですし、そういったことにもある程度財源を割り振っていかなくちゃいけないだろうなというふうにも思いますし、また、農業でも生活していける農業を目指して、そういう部分に対してどのように育成、また指導という言い方をしたらおこがましいかもしれませんが、皆さんにご理解をいただきながらまとまった形で葛城市のブランドを立ち上げ、それを奈良県内だけでなく広く全国に知ってもらって買ってもらえるような生産品をつくり上げていくことができるかということも課題になってくる。どういう形で財源資源を投入していくかというのはまだちょっと未知数なところはありますけれども、当初来年度の予算ではそこにかけていくお金はほとんどかけずに、知恵を出しながらそういった部分の育成に力を注いでいきたいというふうに思っております。

また保育所の問題を挙げていただきました。磐城第二保育所、大変老朽化が進んでおって建てかえの時期が来ておるんじゃないとか、また人数がいっぱいになっているんじゃないかというお話があります。もちろん、その部分に関しましても磐城第二保育所だけの建てかえでいいのか、それとも磐城第一保育所も含めて建てかえを検討していかなきゃならないのかということが、築年数でいうと1年程度しか変わらないものですから、その辺も含めて検討に入っていかなければなりません。来年度の予算にそれを反映していきたいというふうには思っておりますけれども、それもちよっと予算をにらみながらのお話ということになってくるかなというふうに思っています。しかし、子供らの未来への投資がやっぱり優先順位が高いというふうに私も言っておりますので、できるだけ磐城第二保育所を含めた保育所の建てかえについて前向きに検討をしていきたいというふうに思っております。

また、生活資金の貸付等、また雇用支援対策等ですね。うちが直接お金を貸し付けるということは適当ではないと思いますし、雇用支援の対策についてどのようにしていくのか。幸いにして葛城市社会福祉協議会等あってそちらと連携をとりながら、また、いろんな形でご相談に乗らせていただくような体制をどのようにとっていけるのかということをも十分に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

石井議長 16番、高井君。

高井議員 市長からも、また部長からも再度お答えいただきました。

まず、国保の問題でございますけれども、要は無保険状態の子供をなくすということですね。もちろん、もう十分厚生省の通達という通知も見ていただいているの上のことですね。やはりそこでは無保険の子供をなくすということなんですからね。私は資格証であれ、短期証でも、無保険状態になる、非常に強い要素があるんだからということで申し上げているんですね。その中で、まず収納向上のためということで、相談に来てもらいやすいような時間であるとか、いろいろ工夫をいただいていると思います。その工夫も、そら時間の工夫もいいんですけども、それよりも何よりも時間よりも、払える保険料にしてほしいというのが、これがやっぱり一番なんですよ。払える保険料だったら払います。そんな何も時間とって相談に行かなくてね。そやから、その辺を実態に応じた減免制度をつくるということですね。ぜひこれは回答してほしい。これはもうずっと言っていることなんですけれども、今みたいな経済情勢だからこそ余計です。その点をきちっと踏まえてほしいと思いますし、それと、国の方は資格証の発行に対応してのことであるというふうには、副市長はおっしゃいましたけれども、確かにそうなんですけれどもね。でも今言ったように、無保険では同じだという認識。そしてそれと国の方向を見きわめながらというふうなことも、これは市長がおっしゃったのか、国の方向がそういうことでどうなのかということも含めてということでありましたけれども、はっきりしているのは国保の運営主体は自治体なんです。国がそういうことで資格証の人にはこういうふうにと言いましたけれども、やはり子供の無保険をなくすんだという立場に立てば、自治体として当然いろんな手法がとれるわけですね。今、国の通達を待たずしてというところもあるわけなんですけれども、全国的に18歳未満の子供、児童について

は有効期限1年の正規証を送付すると。こういう自治体が幾つも出てきているんですね。広島市の福山市などはこういった子供の無保険をなくすということだけではなくて、国保税が7割軽減されている世帯については無条件で国保証を発行するなどということで、やはり納付が困難な低所得者にきめ細かな配慮ということではやっぱり踏み込んできているんです。そやから、保険がないことで医療が受けられない、不幸な事態を生まないということが基本姿勢にあるということをも十分踏まえていただきたいというように思います。

それと、予算編成についてでありますけれども、初めての予算編成ということであり、全ての点で洗い直しをしながらと、来週から具体的な詰めに入ってくるというようなことですが、やはり今度の選挙の結果というのは葛城市民の多くが新しい市政への転換、こういったものを求められた結果だと私は思っております。今、国の政治が貧困と格差、社会保障の削減、将来の見通しが持てない、こういう閉塞感が今行き渡っているんですね。そんな中で、何とかしてほしい、自分たちの暮らしも含めて、何とか今の政治を変えるという1つの流れ、1つの願いの託された結果が、私は山下市政の誕生ではないかなというふうに思っています。ちょっと評価し過ぎかもしれませんが、やはりそれにこたえるような予算編成をぜひしてほしいというふうに思います。先ほど来、まず財源がなくてはいろんなことを思ってもできないということをおっしゃいますけれども、やはり公共事業を抜本的に、公共事業中心の予算の使い方、お金の使い方を抜本的に見直す。そして福祉や暮らし、経済、市民の皆さんの生活を直接温める、そういうソフト事業への転換こそが、私はその大きな財源がなくてもやっつけていけることだと思いますので、その点を十分に配慮した予算編成となるようお願いをしておきます。

以上です。

石井議長 高井悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたしたいと思います。

休 憩 午後3時33分

再 開 午後3時47分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、藤井本浩君の発言を許します。

4番、藤井本君。

藤井本議員 それでは私の一般質問に入らせていただきます。

私の質問は、山下市長の選挙公約についてであります。多くの施策を示され、私自身、大いに期待もしておるところでございます。10月の選挙の際、市民に訴えられたこと、また討議資料として示された内容の中から既に何点か出ましたので、重ならない部分、5点についてお尋ねをいたします。今の時期でございますので、具体性に欠けようともその概略、また意気込み等についてご答弁いただければ結構でございます。

まず1点目は、市民活動支援制度の新設についてであります。私もこの名前のおり、市民のさまざまな活動を支援していくといったこの制度については大賛成であります。中身についてですが、市民税の1%というふうに示されております。この市民税の1%とされてい

る、お聞きしたいのは分母となるのがちょっと具体性、私自身理解をしていない。市税全てをいうのか、個人市民税だけをいうのか、その税、どの部分について1%とされているのかを、まず分母ですね、お聞きしたいと思います。その結果として金額ですね。おおよそどれぐらいを思っておられるのかということについてもお示しをいただきたいと思います。それと、非常にこの市民活動を援助するという意味で期待もしているんですけど、既にある団体、地域貢献をされている団体への補助もごさいます。そことの関係を今後どうされるのか、その整合性ですね。また違い等についてお教えいただけたらと。概要で結構でございますので、お願いをいたしたいと思います。

2点目は、企業誘致についてであります。市長は営業部長、そして積極的な企業誘致を行うというふうにパンフレット、リーフレットの中にごさいます。これも本市にとって欠かせないことであり、若い山下市長に期待をしているところでごさいます。企業誘致というと、どうしても工場誘致というイメージがごさいます。市長自身、お考えなのはそういう工場誘致そのものを主として考えられているのか、それとも、きょう午前中の発言の中にありましたけども、葛城市には大型店舗がないんだというふうな発言もごさいました。企業もさまざまであり、商業店舗ということについても、私自身進めていただきたいわけでごさいますけども、これもどういったイメージを持たれているのかお教えいただきたいと思います。さらに、市長は営業部長、営業に回ろうと思うと、何の営業でも一緒ですけども、いい物を売らないとだめなんですね。いいものが葛城市にないとね。売る材料。この売る材料を持っていくとすると、営業に行くとなると、企業を誘致するためにはやはりインフラ整備というものがかなり必要と、大事というふうに思います。今お考えのそういった積極性、取り組み方法について、その構想をお聞かせください。

3番目は、観光都市宣言についてであります。これも、私も何度かこのことについては申し上げ、意見を一緒にするところでごさいます。国の施策にのっとって、また沿って、本市、葛城市においてもことし4月から観光課というものが新設されました。また、国においても本年10月、観光庁というものが発足しました。私たちもいろんな会議なり講習、講演会とか行きますけども、奈良県は歴史、文化そういった資源に非常に恵まれているとはいうものの通過型となっている。これが奈良県の課題であるという指摘が多方面からごさいます。葛城市もその例外ではないというふうに考えております。また国の方では、観光というものは観光に求めるというのは従来は見ると。何かを見るということから本物の体験というふうに変わっていくと、国の方で示されています。そしてさらに滞在型観光を定着させなければならない、このようにこの観光庁の施策の中で言われているわけでありまして。これに沿って、市長のおっしゃる観光都市宣言についての構想、お考えを教えてくださいたいと思います。

4番目についてですけども、4番目は総合病院の誘致であります。選挙以降、私に聞こえてきて非常に市民の期待度が高いと思うのが、この総合病院の誘致ということがよく聞こえてきます。しかし、そんなに簡単にできるものでもないし、すぐにできることはないよというふうな説明もしながら、私もそれは百も承知であります。至難のわざかなというふうにも考えておりますけども、市長は今考えられるのはどれぐらいのスパン、スパン程度で結構で

すけども、これぐらいでできたらいいなというぐらいしかないと思いますけども、目標をお示しいただきたいなというふうに、それで結構でございます。

最後ですけれども、財政のことについてお尋ねをいたします。これは市長が10月の選挙戦の中でマイクでご自身が大きな声を出して語られた一番のことじゃないかなと、私はそのように感じています。また市長も、市長になられてからそのことを市民に訴えていかなければならない、メッセージを出さなければならぬということをおっしゃっている。それについては私も同感で、同じ考えであります。先般、ことしの夏ぐらいだったかと思いますが、夕張市の議員さんが奈良に来られて、2、3時間お話をさせていただいたこともございます。その議員さんがおっしゃったのは、破綻するなんて直前になるまでわからなかったです。このようなことをおっしゃいました。やはり市民に対して厳しいというメッセージは非常に大切なことというふうに、私も認識はしておるところではありますが、ここでお聞きをしたいのは、奈良県を見た場合に、確かに奈良県では県下では銀だと。生駒に次いで2番目の財政指標が出ているんだというふうなことも言われ、新聞等でも財政についてはまだまだいいというふうなことを言われています。しかし、その指数を見ると奈良県ではいいかもわかりませんが、私が思っているのは、全国平均並みかなという程度に考えております。決していいとは言いません。その中で、市長は破綻寸前という言葉が使われています。この認識について、確認の意味で破綻寸前という認識がいいのかどうか、これについてご答弁をお願いしたいと思います。

また、この財政のことについてですけども、マイクの中で大きな声でおっしゃったのが基金残高を現状減らしているということ、先ほど市長のお言葉にもありました。言葉というのはとらえ方ひとつだと。まあそれもそのとおりだと思いますけども、基金残高を大幅に減らしたというんですね。どちらかというとな前市政を非難的におっしゃられた。このように、私は理解しています。基金残高を減らしたということで非難をしたのであれば、何も私はふやせとは言いませんけども、現状維持をされるというご自身の自信があつておっしゃっているであろうと、このように考えておるところでございますが、そのお考え、見解をお示しいただきたいと思います。

さらに今後、これから予算編成をしていくところでございますので、これからだというふうにお思いかかわからないけども、今後の予算規模、この葛城市になつての4年間の予算規模は大体125から130億円の予算規模であつたかなと。前吉川市長は6月か9月の議会で予算規模が大体一定化してきたと、このようにおっしゃいました。だから120から130強億円。この辺が落ちつくところなのかなという、その時点ではありましたけども、市長の今の思いで予算規模、それについてどれぐらいのものをお思いなのか、先ほどから優先順位をつけて見直すということでございますので、その辺のお考えをお教えいただきたいと思います。

それと、この予算の中で私自身、前吉川市長にもお願いをしておつたことなので、同じことをお尋ねいたしますけども、言葉の中で民間委託という話もきょう山下市長の方からありました。民間委託も大事ですけども、施設統合を進めていかなければならないということは、このことについては市長の公約ではございませんけども、もしお答えいただけるのであれば、

財政を一生懸命語られたので、民間委託への考え方、また施設統合の考え方ということについても、今現在の考え方で結構でございますので、教えていただきたいと思います。

私の質問は以上でございます。よろしくお願いいたします。

石井議長 市長。

山下市長 ただいまの藤井本議員の質問に対します私の答弁でございますけれども、まず市民活動支援制度につきましてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、その前に先ほどから申しておりますとおり、一般質問のお答えで、いろんな方からお話を伺っておりますけれども、葛城市の財政全体の見直しを図っていくというその中で、葛城市の基礎体力なり何なりを確認してから、どれだけ投資に振り向けていく資金があるのか、資源があるのかということをよく見ていかなければならないということをお願いしておりましたので、それが前提条件であるということを確認だけさせていただきたいと思っております。

市民活動支援制度、これも私もこれを創設してやっていきたいと思っております。ただ、就任をしてまだ時間が短く、その上ですぐ予算の編成という作業に入っていかなければならない状況で、まだ内部の機構も人員の配置も全てどのようなイメージでやっていくのかということもできていない状況の中で、全ての事業の見直しも図っていかなければならない。団体の補助金等もなくすということじゃなくて、しっかりと活動していただいているところにはやはり補助金も出していかなきゃならないでしょうし、また、そういうところで無駄遣いということは恐らくないでしょうけれども、しっかりとその補助金等も見直しを図っていかなければならないということをお願いしておりますので、まずもって全ての事業の見直し、その中に各団体への補助金も含まれているということでございます。その部分におきまして、まずもって1年目、来年度の予算編成においてはどういう団体に対してどういう補助金を出していくのかということも精査していかなければならない段階であろうというふうに思っておりますので、すぐにこの市民活動支援制度というのを創設し、そこから補助金等を繰り出していくことができるのかということになれば、そのタイミング的に難しかろうと。1年間練って、どのような団体に対してこの支援をしていくのかということもしっかりと決めながらやっていかなければならない。

その原資となるものというのはどういうものであるのか。それは私の頭の中でございますけれども、個人住民税の部分で大体1,600万円程度のものであろうかというふうに思っておりますけれども、これを葛城市の市民の活動、住民みずから葛城市がよくなるために、また市民活動のために動いていただいている団体に対して補助金として繰り出させてもらって、行政とともにまちづくりをいっしょにやっていただきたいと思いますというふうな思いであります。

企業誘致でございますけれども、しっかりと営業部長として頑張りますということを宣言してまいりました。実際、どのようなイメージを持っているんだということでございますけれども、まだ具体的にどこに、どの企業にということはありませんけれども、先日、大阪奈良県人会の方に行きまして、それは企業誘致のことではございませんでしたけれども、総会がございまして、そちらの方に伺いました。ふるさと納税のことにつきまして、大阪奈良県人会のメンバー皆さん、そのときには25名ほどの方が来られていましたけれども、

パンフレットをお配りさせていただいて、皆さん葛城市出身の方はそのときはいらっしゃらなかったですけども、葛城市をよくする第二のふるさととして葛城市をふるさとにしてくださいということをお願いし、ことしは県の方にふるさと納税をしたという方もいらっしゃいましたので、じゃあ来年はぜひ葛城市にお願いをしたいということをお約束して、営業に回ってまいりました。県の方からもその大阪奈良県人会の方、毎回いろんな形で顔を出しておられて、そのときに、私が行く前回、その前のときにもそういう形でふるさと納税のことをお話しされたので納められた方もいらっしゃったということなので、やはりそういう機会をとらえていきながら、大阪奈良県人会だけじゃなく、愛知というか中部のそういう県会もあるかもしれません。東京奈良県人会というのもあるのかもしれません。そういうところに出向き、見聞を広めるといふか、お顔つなぎをさせていただくといふか、どういう企業の方がいらっしゃるのかもしれませんが、さまざまな機会をとらえていきながら、葛城市の宣伝、ふるさと納税も含めて努力をしていきたいというふうに思っておりますし、またそのようないろんな機会、この不況の中でどれだけ体力を持っておられる企業さんがあるのかというのもまた難しいお話だと思うんですけども、来ていただく企業誘致の企業さんというのは別に工場だけが企業ではありませんで、例えばそうですね、宅急便やそういうところの集配所も企業に当たると思いますし、また、インターネットで本を売っているようなサイトの中継点といふか本を置いておられるようなところですね。あれも関東の方で大きな倉庫を持たれて、そこに若い職員さんといふか、そういうのをたくさん抱えておられてやっている。そういうのも企業であろうと思いますし、いろんな企業があると思います。

また、逆に、葛城市の中にもその企業を創設していくということもできるであろうというふうに思います。それは例えば農業であったり、そういう葛城市の地場産業のものが、今まで個人でやっておったものを企業として成り立っていただくようにお手伝いをしていくのも、大きな意味での企業誘致の1つなのかなというふうにも思います。いろんな機会をとらえ、いろんな形で葛城市に税金が落ちてくるような方法を考え、またいろんな人から知恵を借りながら、そのように動いていきたいというふうに思います。

また藤井本議員で知っておられるような企業なり、また集まりがあったらお声をかけていただき、またお誘いをいただきましたら喜んで出かけさせていただいて、葛城市の宣伝に、また企業の誘致に努力していきたいというふうにも思っておりますし、また、そういう意味で葛城市の基幹的な、今までずっと企業としてやっていただいております大企業、いろいろございます。そういうところにもしっかりと足を運んで、その上でこれからの見通しであるとか、そういったことのお話も伺い、していかなければならないだろうというふうに思います。

うちの市の大きな税収の柱になっております太陽電池の企業、この企業も他の部門、天理やほかの県で大量に雇用を解除するというような報道もなされております。また、太陽電池の問題にいたしましても、葛城市でつくっている太陽電池パネルの製造方法とまた違う製造方法が堺市の方で立ち上げられると。そちらの方が大規模であり、またヨーロッパの方でも立ち上げられるというような報道が新聞等で伝わってまいりますが、葛城市のその企業がそのまま永続的にというのは難しいかもしれませんが、当面の間大丈夫であるのか

どうかということも含めて、しっかりとお話をしていかなければいけないのかなというふうにも思います。

ただし、大企業ですので、先ほど大武部長の方もほかの議員の先生の答弁の中で申しとおりましたみたいに、全体の収益が下がったときにうちに入ってくる法人の住民税の方が下がってくると。全体的に3億円のマイナスになる予測でございますけれども、そういうような形になっている。そういうところも補っていけるような大きな企業の誘致というのはすぐにはできないでしょうけれども、できるだけ既存の企業の会社には赴いて、トップの方々とお話をさせていただいて、できるだけ永続的に葛城市で活動をしていただくようにお話をさせていただきたいと思っておりますし、また、これからの企業誘致のための方策といたしまして、企業誘致のための県で現在その条例整備、法整備をさせていただいているところでもあります。葛城市はその副会長ということで命ぜられておりまして、25日にまたその第2回目の会合がありますけれども、その条例なり法なりというのを整備させていただいて、企業ができるだけ奈良県葛城市に来ていただきやすい条件も考えていかなければならないし、また、当市でも担当する商工観光なり、また税務なりというふうな課と話をし、どういう条件で有利な条件を出すことができるのかということも検討をするようにという話はいたしております。それがこれだけ何年間か減免しますよという話になるのかならないのかということ、いろいろなことを考えてみなければわかりませんが、検討はさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、葛城市の売る材料ですね。インフラの整備等々、どれだけのものをインフラを整備すれば企業に来ていただけるのかということ、それはその企業企業の体系によっても変わってまいりますし、情報関係の企業であれば別段道路なりそういったものも要らないかもしれません。その条件条件がそれぞれ変わってくると思っておりますので、それも企業と話をしながら、こちらに興味のある企業がいらっしゃったり、また奈良県からご紹介をしていただけるようなことがありましたら、そのときに条件等どういうインフラが要るんだろうというふうなことも話をしていきたいというふうに思っております。

観光都市宣言ということでございますけれども、おっしゃるように、見る観光から体験をする観光へということでございます。先ほどほかの議員さんの質問の中で答えました農林・商工・観光、そういうところに力を入れていきたいということでございますけれども、1つの事業にだけ力を入れていけば、それがよくなるというふうに私も思っておりません。例えば奈良市であれば、柳生の方とか田園地帯の上の方に菖蒲がたくさん植わってあって、それが自然なのかもわかりませんが、そういうところに菖蒲園なり何なりというのがあって、観光の名所になっているとか、農と観光の融合であるとか、さまざまなものをミキシングしていきながら、そういうものを来ていただける要素をふやしていきたいなというふうに思います。ただただ観光のためだけに来ていただくことがいいというのではなくて、いろいろな葛城市の売りをどうやって創出していくのかというのが1つの課題であろうというふうに思います。

そのために、どういったことをやっていくのか。まだ非公式ではありますがけれども、若手

の方々、先だつては農業関係者の方々でしたけれども、7、8人ちょっと来ていただいて、葛城市の農業の発展、また観光の発展についてどう思うというような、平場の会などを開いていながら、みんなで意見を、住民の皆さんから意見をいただきながら、その中で採用できるもの、採用できないもの、さまざまな意見が出てまいりますけれども、その中でこれはいけると思うものに関して、じゃ、どうやって予算を獲得していこうとか、どのような形で推進をしていけばいいのかというようなことをともに考え、また議員の皆さん方と一緒に考え、また提言をいただき、それを葛城市の集客力アップのためにつなげていきたいというふうに考えております。

次に、総合病院の誘致につきまして、どういうスパンで山下は考えているのかということでございますけれども、これはご質問いただいた藤井本議員さんも一朝一夕にはいかないよということをよくわかっていたいただいていると思います。通常決めていただくだけでもなかなか年月のかかる話ですし、またその土地、大きな病院でございますと、何万平米というような形で土地も確保していかなければならない非常に大きな事業になる。また興味を示していただける病院があるのかなのかということも見ていかなければならないということで、いろんな方に話だけしに行ったりはいたしておりますけれども、そんなここで発表できるようなものでもありませんし、そんな約束も取りつけられるわけもなく、まだ始まったばかりでございますので、少し長い目で見ていただければというふうに思います。スパンといいましても、これだけあれば確実に病院が誘致できるなんていうことは相手あつての話でございますし、また、葛城市にも病院はたくさんございます。その市のいろんなところにご協力をいただいている医師会の皆さんもいらっしゃるわけでございます。そういった皆さんともまたご相談もしていかなきゃいけないでしょうし、これは物事がどういう形で進んでいくのかわかりませんが、できるだけ努力はしていきたいというふうにも思いますし、また産婦人科等々についても葛城市内で分娩ができるお医者さんがいないということにつきましても、これも努力をして誘致ができたというふうに、今現在努力をしておるところでございますので、いつということまでちょっと年限は切らないでいただきたい。一生懸命頑張っておるところでございます。

続きまして、財政のことでございますけれども、私は選挙のときに破綻寸前というようなことを言った覚えはないわけでございますが、このままの財政、今までの予算の組み方を続けていけば財政は近い将来破綻してしまうよというようなことを申し上げたことを覚えております。実際、先日皆さんにお渡しをした平成18年度のそれは過去のシミュレーションでございますけれども、新市建設計画なり継続事業をそのまま続けていけば、毎年14億円、15億円、16億円、17億円と、マイナスが出ていくような状況で、やはりそれはどこかで見直しを図っていかなければならないというふうに思っておりますし、私も、この新市建設計画、また既設の事業につきましても見直しを図っていくということを予算編成を通じて申し上げますので、ご理解をいただきたいと思っております。

基金に関しまして、これは協議会で行ったので、正式な場ではございませんけれども、山下は基金残高を減らさないというような約束をしたけれども、どう思うんだというよ

うなお話がありました。私はそのときにこう答弁したというふうに覚えておりますけれども、私は選挙公約等で基金残高は減らさないというようなことをお約束した覚えはございません。しかし、減らさない努力はしたいというふうに思っております。ただ、この財政状況というか、葛城市だけではなく、日本全体、世界全体を覆っておりますこの大きな経済不況の状況の中で、葛城市がどれだけ税収が上がってくるのか、今のところ推計でございますけれども、本当のところ、最終的なものというのは出てきていないわけでございます。入るを削って出るを抑えるということもございまして、できるだけ足の出ないような方法をとっていくことが望ましいことは確かであります。しかし、そのことによって住民サービスの低下を招いたり、またご迷惑をかける方々がたくさん出てこられる。そういったことは適当ではないと思いますので、そういう言葉で自分自身を縛ってしまうと市民の皆さんにご迷惑をかけてしまうというふうにも思います。よって、現状を維持していく方向ではありますけれども、住民サービスのためにどうしても繰り出していかなければならない基金というものが現出していきましたならば、その部分に関しましては基金も繰り出していかなければならないというふうに決断をしております。

葛城市の予算規模、どの程度が適当であるのかということでございますけれども、これは一概には言えないというふうに思います。今現在、120億円から130億円の間でございますけれども、これが100億円が適当だとか、110億円が適当だとかいうことは、人口規模、また工業で上がってくる住民税なりまた法人税なりそういったもの等々勘案して決まってくるのかなというふうにも思いますけれども、ただ、葛城市の財政がどの程度が適当であるのかということは、今の段階で幾らですということは明言することはできないというふうに思っております。何度も申し上げますとおり、予算査定の段階で恐らく出てくる予算の規模というのは非常に大きなものであろうというふうに思いますけれども、それをどういう形で絞っていくのか、またその中で出てくる予算規模が果たしてこれが適当であるのかどうかということも、葛城市にとって適当かどうかということも一概には言えないというふうに思いますので、しばらくこれは推移を見ていかなければわからないだろうというふうに思います。

また、民間委託等々につきましてのご質問をいただきました。これは民間というのは事業者だけが民間ではなかろうかというふうにも思いますし、この中にNPOがあったり、いろんな団体があったりということもあるのかなというふうに思います。ずっと私も議員をやっていたころからさまざまなセミナーに出させていただいたり、藤井本議員も一緒に出たりしたこともあったと思いますけれども、これからの行政のあり方、行政があり、また市民がいらっしゃるその間を取り持たせていただく、その行政ではカバーしきれない部分のそれをNPOがやったり、また民間の団体がやったりとか、そういった形の中で成り立っている行政というのが望ましいというか、そういう形になりつつあるというようなお話もあります。そこに対して、葛城市でやっていく事業のその施設を持ったりとか、またその事業をやっていくのが行政としてやっていくのが適当かどうかということもまた判断をしていかなければいけませんし、これはそういった団体であったり、NPOであったり、企業であったり、そういったところに委託した方が住民のサービスの向上につながるということもあるかもしれませ

ん。そういったこともよくよく考えていきながら、やることが適当ではなからうかというふうに思っております。

また施設の統合のお話もいただいております。これも行財政改革、十分に考えていながら、現在どれだけのお金を施設の維持・整備に使われているのかということも考えていかなければいけないでしょうし、しかし、それだけでは判断できない。庁舎の問題、またいろんな体育施設の問題等々、それぞれの住民の皆さん、近くにいらっしゃる住民の皆さんの思い、住民サービスの低下につながるのではなからうかとか、そういった懸念もございますので、一概にいつ、これを閉じるということをここで明言することは適当ではなからうというふうにも思います。十分に検討課題ではあるということだけお話をさせていただきました、その時期等につきましては、今後内部でどのようなものをいつの時期にどういう形で統合なり、また整理なり、また新設なりしていくのが適当であるのかということもお話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

石井議長 4番、藤井本君。

藤井本議員 丁寧に答弁ありがとうございました。

まず、この市民活動支援制度、これも予算、財政を確認してからということの答弁をいただきました。個人住民税が分母の1%を考えているんだということも確認できました。それで、今でしたら約1,600万円なんだという答弁でございます。これの考え方なんですけど、今、既に各種団体の振り分けの仕方がありますけど、各種団体の補助というのが今もう1億円を超えていると思うんです。いろんな団体にね。それを見直して、見直しを図るという、精査すると、こうおっしゃっている。ということで、個人住民税1,600万円というのは、これは今の補助を受けられている団体とは別個のものなのか、それともいろんなものを見直していくと、かなり減った補助になってしまいますね、1,600万円だったら。だから、これは別個の分離したものなのかというのならわかる。わかるし、今までの団体は入れて、これも見直して1,600万円となると、まあ市民の反発が必至になりますので、その辺のところを明確にお答えをいただいております。

それと、それにあわせて、市長がおっしゃったんですけど、財政を確認してから今既に支払われている補助団体も見直していくと。精査していくということで、見直すということは減らすということと違いますね。ふやすところもあれば減らすところもあると。その辺もお答えいただければというふうに思います。

2点目、企業誘致について。大阪奈良県人会へ行ってきたとふるさと納税を宣伝してきましたよということで、またこれから足を運ぶんだと。営業部長というのはそうですかね。また、私も長らく営業をした経験がありますけども、今の答弁の中に、営業というのは攻めばかりと違って守りというのも大事、そのこともおっしゃいました。ぜひそういうことも頑張っていたきたいというふうに思います。それで、要はちょっとだけ私が前でお話させてもらったのが通じていなかったのは、営業に行こうと思うと、先に何か市の方で先にインフラ整備、それなりのものを用意しておかないと、話もできないんじゃないかということをおっしゃった

つもりで、営業に行く以上、何の営業でも一緒ですけど、うちはこれ売っていますねん、こういうところがありますねんということで行かな、しょうがないわけです。だから、そういった流れが必要じゃないかと、営業に行くのにね。今、お話を聞いていますと、会社が決まってからそれに合わせた整備をしていくんだと。それで営業はできるのかどうか。できるとおっしゃればもうそれ以上聞きませんけれども、私はそういうのをしてからここへ来てくださいというのも1つの考え方、大きな考え方、営業と言った以上ね。営業じゃなくて、行きたいねんけどもと言われた場合は、市長がおっしゃるようなそれでいい。それに合わせたものをやったらいいやんと。営業となると若干違うと。この辺のお考えを再度お聞きしておきますね。

それと、観光都市宣言ですね。農と観光の要素を混ぜたようなというふうなお話も聞いて、また住民の意見をいただきながらというふうなこともありました。1つの事業だけでなく、大きなお考えに立ってというお話がありました。そこでお尋ねしたいんですけども、さきに観光庁が出しているその施策ですね。そこにお金を落としてもらおうと思うと、滞在型観光ということを進めていかなければならないと、こうあるんですね。奈良県全般に、市長ももちろんご存じだと思いますけども、観光施設が少ないと。一番少ないのかな、全国で。というふうに言われている。ちょっと数字は持っていないけども。そんな中で、そういった大きな視野の中で、宿泊施設というのも視野の中に入っているのかどうかですね。滞在をしろと、宿泊施設といってもいろんなことがあります。もうこれ以上細かいことを言っていくとまた話があれなので、泊まっていただく、滞在していただくという方針もこうなってくると、何か、例えばホテルもそうやし、農業のコテージか何か、農業される方の宿泊もそれなんだし、そういったことも視野に入っているのかどうか、観光都市についてはお答えいただきたいというふうに思います。

次の総合病院のことが、ちょっと私は問題だと思うんですよ。これは、もう本当に難しいですよと思いますということ言って、だれもがそうだと思います。こんなん、至難のわざというふうに考えています。なぜかという、この奈良県では医療法というものに基づいて奈良県の医療計画というのがあるんですよ。この葛城市はどこに位置しているかという、中和医療圏ということで、橿原、高田、香芝、御所そして本市、葛城。漏れているかわからないけれど、中和医療圏に属しているんです。ここの基準病床数というのは、これが不足したら建てられるんですけど、今のところ、葛城市では建てられない状況。建てたって認められない状況なんですよ。この辺のご認識を、私は至難のわざと申し上げましたけども、この辺の認識をお答えいただきたいというふうに思います。

それと、最後、財政のことですね。ここでは余り今これから予算編成されるということまで頑張っていたかなあかんのですけども、やっぱりあの市長選挙のときに基金を減らしては、減らす減らすという言葉は、私ら耳に残っているわけです。だから、それは市長自身、私は減らさないとは言っていない。それはそれでわかるけれども、市民はそうは受けていないと、財政のね、思います。私の耳にも入ってきたのは、前吉川市長が基金を毎年4億円、5億円と減らされたわけですけども、それに対する批判的に受けとめておられる方が多いと思いま

す。批判的に受けとめるということは、私は言いましたけど、ふやすと言うんじゃないけども、減らさない。やっぱりこれは言っていないとおっしゃっても裏づけだと思うんです。その中で今市長が現状維持を目指すという、私のいただきたい答えに近い現状維持を目指すということをおっしゃったけども、あれだけ先々月の話でマイクであれだけおっしゃったんだから、もっと強い意気込みでお答えをいただけたらありがたいなど。

石井議長 市長。

山下市長 強い意気込みで答弁をさせていただきたいと思います。

市民活動支援制度の分につきましては既存の団体の補助金等々、一応別枠でというか、考えておりますけれども、全て既存の団体の補助金をいいですよというふうに認めているわけでもなくて、減らすこともあればふやすところもあるという考えです。それもやはり今まで全てチェックできていなかったというところもあるのかもしれない。中身についてもっと精査をしていかなければならないこともあるのかもしれない。だからそれについてもしっかりと予算査定段階で見せていかせてもらって、これだけの活動をしていただく団体に対してこれだけ補助金を出させてもらいたいというふうな形で補助金を出していきたいというふうに思います。また1,600万円のものに関して、どのような形でこういった団体に出していくのかというその整備もまだ、また基準も決めておりませんので、そのあたりこれからの推移を見守っていただきたいというふうに思います。

また、企業誘致の売的材料として、どのようなものを必要としているのか、まずインフラの整備をしてやるべきではないかということでございますけれども、そのインフラの整備をするのにかかる投資の金額、それと返ってくる税金、やはりこれをはかりにかけていかなきゃいけないと思います。現在、薑地区で工場誘致にかかっておりますけれども、既に数億円のお金をかけている。これに対して企業側がなかなか造成にも入っていただけないという。これは9月時点でもうわかっていたらしいんですけども、何年か先延ばしさせてくれというお話でございます。そういったときに投資の分がいつ回収できるんだという話にもなってまいります。過剰な設備投資、会社でいう設備投資になってしまうわけでございます。将来にわたってほぼ回収できるであろうというものに対しては積極的にとはいわずとも、投資をしていくことも考えていかなければならないとは思いますが、将来そちらの投資に対してどのようなリターンがあるのか全く読めない段階で、まず最初に整備ありきでという考え方というのは少し違うのかなというふうにも思います。今財政が潤沢な状況であれば、そのような整備もできるのかなというふうにも思いますけれども、今の葛城市の状況の中で先行投資をし、その中にまた何千万円、数億円というお金をかけてインフラの整備をしていくということが適当であるのかどうか。これはもう私よりも議員経験の長い藤井本先生であれば、判断していただけるんだろうというふうにも思っております。

また、滞在型の観光ということでございますけれども、宿泊施設は考えていないのかということでございます。現在、葛城市内に宿泊できる施設といえはかつらぎさん1件ということでございます。それ以外にホテルの誘致、宿泊施設の誘致等を考えているのかということでございますけれども、できれば、葛城市にも来ていただいて、宿泊施設をやっていただく

ような企業なり、そういった団体なりがあればそれに越したことはないんですけども、このご時世、どれだけの食指を動かしていただけるような会社があるのかなというふうにも思います。非常にそういう宿泊施設の誘致、ホテルの誘致というのはもうそれこそ至難のわざであろうかなというふうに思います。ただ、宿泊ということに関しましては、わざわざそういった大きなものを建てるだけではなく、民泊という考え方もありますし、既存の施設を有効活用した宿泊の仕方というのもあります。だからそれこそ葛城市の持てるポテンシャルをどのような形で生かしていくのか。また民泊ということも研修に行きながら、それが葛城市になじむのか、また民間の方にそれにご協力いただけるのか、どのような整備をすればやっていけるのかということも含めて考えていきたいというふうに思っております。

また、医療法等ですね、病院の分。縛られているというようなこと、非常に厳しい状況であるということは藤井本先生からご指摘もいただいたとおりでございます。ただ、葛城市の総合病院のあり方、これも含めて考えていかなければならない。総合病院がすぐに来たいという話があるのかどうかということも難しいでしょうし、また葛城市の3万6,000人の規模で食指を動かしていただけるような病院があるのかどうかということも、また向こうあつての話でございますし、その中にこの法があつてなかなか来られないというような問題もあるかもしれません。ただ、私が考えていかなければならないのは、葛城市民の安全をどのように確保していくことが適当であるのかということ念頭にというか、一番先に考えていかなければいけないんだろうなということを思っております。そのために、現在、総合病院がすぐ来ることができないという状況があるのであれば、また近在には高田の市民病院があり、また御所には済生会の病院がある。また、バイパスを通して医大がある。そのような病院とどのような形で連携をとり、また高田市民病院とどのような形でうちの市民も高田市民と同じような形で診ていただけるような状況に、これからもなっていくのかということも一義的には考えていかなければならないなというふうには思っております。

財政の問題に関してでございますけれども、時間が、あれですか。選挙のことで、先ほど私は財政の問題、基金の問題、確かにこのままでは非常に厳しいんだということは訴えてまいりました。確かにそのとおりでございます。基金残高を減らしていくということは、葛城市の将来、将来葛城市に住まう方々に対しても財産を減らしていくことにつながるわけですから、確かにその時点で前政権に対して批判的な立場になっていたと。それは当たり前の話で、選挙を戦ったわけでございますから、当たり前の話だと思います。私と藤井本さんは全く逆の立場におったわけですから、私の耳に届く話と藤井本議員の耳に届く話というのは全く違う話であろうかとも思いますので、そのあたりもよくしんしゃくをしていただいて、その上で話をさせていただきたいなというふうに思いますけれども。ただ、これはもう共通認識だと思うんですけども、お互いに考えていかなければならないのは、葛城市に現在住んでおられる住民の皆さんにとってどういう施策が、どういうサービスがその人たちの幸せにつながるっていくのかということ、できるだけ我々としては少ない資源、限られた資源の中から創出していく、サービスを提供していくということを考え、実行していくのが我々の使命であります。だから、そのために基金残高を減らしたらあかんやないかとかということ

縛るといのは非常にナンセンスでございます。だから、そのために現在少しでも減らしても今の住民、また将来の住民にとって必要な施策をしなければならぬということが起きるのであれば、それは実行していくのが適当だろうというふうにも思いますし、また、できるだけ基金の残高を減らさない思いではありますけれども、その言葉でこれからの予算編成を、私自身も縛りたくありませんし、またそのような形で指示はいたしますけれども、予算編成の段階で、査定の段階で、基金残高はやっぱりできるだけ減らさない方向だということを示していきますけれども、それで本当に住民のサービス低下を招くというようなことがあれば、それこそ市民にご迷惑をかける事態になったということであれば、それは本末転倒のことでございますので、そこはよくよくご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

石井議長 もう持ち時間ですのでご遠慮いただいて……。

藤井本議員 2分で？ よろしいですか、2分。

それでは2点だけ。前後しますけれども、基金残高を減らすという縛りにかけるのはナンセンスだという市長のお答えをいただきました。しかし、2カ月前におっしゃって、やっぱり前市長とは違うよというところを見せるんだということには変わらない。今おっしゃったように、最低必要なものは使っていくんだということになると同じになってしまいますので、1回目の答弁で申された現状維持を目指す、また部下には、職員にはそれを指示するという意気込みでお願いしておきたいと思えます。

それと、市長の話される中の耳に入ってくる言葉の中で好きなのはメッセージ。このメッセージというのはいい言葉ですね。その中で、総合病院、これはやっぱりできないのだから、何らかの形で個人病院、産科だったら産科だけとかはできるんですよ。総合病院だからできへんのやから。それは正しいメッセージをお願いしたいと思えます。

ということで、私の一般質問を終わります。以上です。

石井議長 藤井本浩君の発言を終結いたします。

あらかじめ本日の会議時間は議事の都合により、延長いたします。

次に、1番、赤井佐太郎君の発言を許します。

1番、赤井君。

赤井議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は去る10月19日より行われました市議会の補欠選挙において、多くの皆様と出会い、ご意見をお聞きしております。まず尺土駅前の広場南側の朝立ちの状況の中で、早くしてほしい、あるいはいつごろできるんですかとか、中には何とかしろというきついお言葉の意見も頂戴しております。しかし、またほかには、一応議員定数の削減なり、学童保育の延長問題、そして安心・安全等、その他いろいろいただいておりますが、さきに述べました尺土駅前や議員定数削減の件は、現在特別委員会等で議論されておりますので、本日は安全・安心をテーマとして一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず1番目に、市内の貯水槽の耐震について、そして被害拡大防止のためにどんなことをされておるのか。水道局長に答弁を願いたいと思えます。

2番目に、市内の建物の耐震はどの程度今現在進んでおるのか。まず学校施設、2点目には学校施設以外の教育委員会の各施設。

それから3番目には、通学路の安全性を高めるため、どのような取り組みを展開されておるのか。行政の取り組み。これについては安全パトロール、市内放送。

それから2点目には、学校及びPTAの取り組みはどんな状況であるのか。校区内の危険箇所の点検とかその巡視、見回り等点検も含めてお聞かせ願いたいと思います。3点目には、市内のボランティア組織の取り組みについてもよろしくお願ひしたいと思います。これについては教育部長の方からよろしくお願ひいたします。

それから、4番目には、その他の公共施設の耐震について、これ、総務部長の方からよろしくお願ひいたします。

それから、災害時における職員の召集訓練について、これは災害はいつ起こるかもわからない状況でございます。災害が起きてからどうする、こうするというよりも、まずはやはり召集訓練について具体的に市長の方から答弁をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上、5点の質問です。再質問は自席で行います。

石井議長 水道局長。

安川水道局長 1番、赤井議員からの安全と安心についての質問事項で、現在市内に設置しております5基の貯水槽、受配水タンクの耐震状況についてのご質問にお答ひいたします。

ご存じのように、本市には兵家、竹内、寺口、平岡地区におきまして5基の受配水池を有しているところでございますが、中でも兵家配水池につきましては、平成15年度の施工ということで耐震診断は行っておりませんが、現在の耐震基準であるレベル2、いわゆる地震度として震度6以上の基準として耐震基準に基づいて建築をいたしておりますので、地震時における安全性としているものと考えております。また、その他の竹内配水池、あるいは平岡受配水池については平成13年、平成19年にそれぞれ調査等を行い、その結果、両配水池の安全性についての基準は満たされているということでございます。なお、寺口の受配水池の2基の1つである3,000トンの受配水池につきましては、昨年の調査結果に基づきまして現在補強工事を行っており、一方の2,000トンの受配水池につきましては調査は行っておりませんが、現在補強工事を行っており、一方の2,000トンの受配水池につきましては調査を行っておりませんが、3,000トンの平岡の受配水池と時期を同じくして築造、平岡、平成5年、寺口は平成6年にしておりますので、平岡受配水池の調査結果と同等ではないかと思っております。しかしながら、築造14年という経過の中で、来年度におきましても調査等を検討してまいりたいと考えております。

また、耐震に関連いたしまして、災害等非常時の場合における被害拡大防止のための緊急遮断弁の設置についてでございますが、先ほどの配水池の耐震についての答弁の中で申し上げましたように、平成15年度に築造いたしました兵家配水池につきましては建設時に既に設置しているところでございます。しかし、その他の受配水池につきましては未設置ということで、今後緊急遮断弁を含め、他の設備とともに順次整備を図ってまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

石井議長 教育部長。

高木教育部長 1番、赤井議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず1点目。市内の建物の耐震はどの程度進んでいるかの中で、学校施設についてと、それと学校施設以外の教育委員会の各施設の耐震状況のご報告をまず先にさせていただきます。

本市では平成15年度までに旧両町で耐震診断及び耐力度調査を実施し、平成17年度に今後の耐震補強計画策定が完了しておるところでございます。耐震補強工事を進めてまいりましたその経緯の中で、平成20年度の地域防災特別措置法改正により一層の耐震対策の促進が求められました。すなわち耐震強度の特に弱い施設は平成22年度までになるべく取り組むよう、安全・安心な学校づくり交付金事業の優遇措置で耐震化促進策が図られ、本市もこの事業の採択を受けるべく工事年度の見直しを行ったところでございます。以上の結果、本市では小学校、中学校施設の耐震化状況は平成20年4月1日現在で66.7%、全国平均62.3%、奈良県平均49.1%。幼稚園につきましては42.9%、全国平均57.8%、奈良県平均では36.8%となっております。今後も新市建設計画に基づき、国の施策、動向と市の財政状況を検案しながら、安全・安心な学校づくりに取り組んでまいりたいと思えます。よろしくご理解をお願いいたしたいと思えます。

次に学校施設以外の教育委員会の各施設でございますが、教育委員会各施設の耐震につきましては、先ほど申し上げましたように、まず学校施設の耐震補強を推進しており、現時点では着手できておりません。

次に通学路の安全性を高めるため、どのような取り組みを展開しているかということでございます。まず3点にわたって報告させていただきたいと思えます。

まず1点目、行政の取り組みでございます。まず、各小学校に3名ずつ配置しております児童安全パトロールでございますが、シルバー人材センターとの委託契約により実施しております。パトロール時間は原則として2時間で、主に低学年児童の下校に付き添った後、帰りには校区内を巡視しておるところでございます。市民の皆様には児童、生徒の登下校時の見守りをお願いする市内放送につきましては、平成20年1月より毎学年初めに2週間ずつ実施しておるところでございます。

2点目、学校及びPTAの取り組みでございます。校区内危険箇所の点検はこれまでも実施してまいりましたが、本年度も学校またはPTA主体、あるいは両者協力のもとで実施していただいております。その結果、地図上に危険箇所を書き込んだプリントの配布、部団下校の際に教職員が付き添っての現場での指導などにより、周知徹底を図っております。学校教員の巡視につきましては、学校ごとにその時期や回数は異なりますが、朝の立証指導や集団下校時に行っているところでございます。PTAの巡視や立証も、その形態、頻度はPTAごとに異なりますが、少なくとも月2回程度は、登校時、もしくは下校時に実施していただいております。中には、連日のように巡視や立証を行ってくださるPTAもございます。加えて、地域の方々がボランティアとして自

主的に巡視や立証をしてくださっている事例もございます。

市内ボランティアの組織の取り組みでございますが、市内の複数の地域において、市民の皆様のご理解とご支援により、登校時や下校時の巡視、見守りなどを積極的に展開していただいております。子供たちや保護者はもとより、学校、教育委員会といたしましても大変感謝をいたしておるところでございます。

以上でございます。

石井議長 総務部長。

大武総務部長 続きまして、公共施設の耐震化ということについてお答え申し上げます。

市の方で平成18年度に行いました特定建築物調査結果によりますと、本市の市有特定建築物につきましては60棟ございます。その中で、新基準建築物、新耐震の建築基準にかかわります建築物、これが13棟ございます。旧基準で建てられました建築物が47棟ございまして、そのうちで耐震改修実施済みが9棟でございます。また、耐震診断結果から耐震性を満たすものについては推計でございますけれども10棟ございまして、耐震化されている建築物は32棟となりまして、市有特定建築物総数60棟のうち53.3%が耐震化されているというふうな推計が出ております。市におきましては、先ほど教育部長から答弁がございましたように、公共施設の耐震化につきましては、新市建設計画に基づきましてまず地震等の災害から子供たちを守る、優先的に守るということで、学校施設から取りかかっておりまして、これにつきましては、平成26年度までに完了いたす予定でございます。ご質問いただいておりますそれ以外の施設、公共施設につきましては、学校施設の耐震化が完了いたしましたら引き続き取りかかってまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

石井議長 市長。

山下市長 1番、赤井議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、簡単に耐震の問題に触れさせていただきたいと思っておりますけれども、これはずっと先ほど来議論させていただいております財政の問題の中でも非常に大きくかかわってくるところでございますけれども、葛城市の平成21年度の予算を組んでいく中でも、どうしても外していくことができない事業というのが学校の耐震の問題です。これはやはり子供の安全・安心を守っていくというのは我々行政に課せられた大きな使命であると考えております。まずもってこれをできるだけ早いうちに学校の教育施設の耐震化を図っていくということを一番に考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、災害時における職員の召集訓練につきましてはでございますけれども、これは合併をしましてからの4年間、残念ながら一度も職員のその災害時の訓練、召集訓練というところを行ったことがございませんでした。しかし、万が一、このような地震や風水害、またさまざまなものが想定されますけれども、そういったところに災害が起きた場合、初動体制の確立を速やかにどういうふうに対処していくのか、市職員が全精力を挙げてその災害の対策に当たる必要があるようになってくるわけでございますから、特に災害対策本部の設置や被害情報の収集、把握など、職員による迅速な初動体制の確立が効果的な応急対策を実施する

上で重要なかぎとなってくるというふうにも考えております。また、災害はいつ何時起こるかわかりません。よって、勤務時間内はもちろんのこと、勤務時間外であっても職員の心構えと体制整備を図っていくことが重要だと考えております。全職員が1人1人が防災職員であるとの認識を持って、災害発生時に慌てることなく迅速かつ的確に行動することができるように、災害時職員初動マニュアルにある災害が起きたときあなたはすぐに行動に移せませうかをテーマに、勤務時間外における職員の非常召集訓練を次年度実施すべく検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

石井議長 1番、赤井君。

赤井議員 被害拡大防止のときに回答いただきました緊急遮断弁についての説明を求めたいと思います。

それと、教育部長が結論でおっしゃいました幼稚園については一応42.9%。全国平均が57.8%という回答でございましたが、本市の小中学校の施設の耐震状況については全国平均を上回っておりますが、幼稚園については下回っている。この状況についての説明を求めます。

それから、総務部長から回答いただきましたが、子供たちを優先的に守るということで、学校施設から取りかかっておりますが、これにつきましては平成26年度に完了予定でございますということやけども、それについては平成26年度に完了しますかどうか。その回答だけ。

市長も大変ご丁寧に回答いただきましてありがとうございます。この召集訓練については、私が思いますのは、日程については難しいと思うんですが、やっぱりやる時間的なことを考えたかなり難しいんじゃないかなと思うんですけども、それも踏まえて次年度必ずやっていただきますように、ひとつこれを要望しておきたいと思います。

石井議長 水道局長。

安川水道局長 1番、赤井議員からのご質問でございます。緊急遮断弁についての質問でございますが、この設置等は地震などの非常時に配水管の破損などの二次災害を防止するとともに、配水池からの異常な水の流失を防ぎ、配水池内の水を飲料水などの生活用水として活用することを目的として遮断弁の設置を行うものであります。

以上でございます。

石井議長 教育部長。

高木教育部長 教育委員会、幼稚園でございますけども、42.9%という数字でございます。幼稚園につきましては、ほとんどが平屋建てということでございまして、本来は地域防災特別措置法の中での耐震診断をしなくてもいいという物件でございます。ただし、幼稚園につきましてもやっぱり教育施設ということでございまして、国の方からも一応目視で診断をしてくださいということでございました。その結果、葛城市につきましては旧耐震、新耐震を含めまして7棟が対象でございます。そのうち旧耐震の昭和56年以降の分についての4棟ということでございましたので、その部分の数字という形で出ております。42.9%が逆に言えば耐震できていますよという考え方をさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

石井議長 総務部長。

大武総務部長 赤井議員からの再質問をいただいております。平成26年度に学校の耐震化が完成するのかというご質問でございます。先ほど市長が答弁申し上げましたように、平成21年度予算につきましても学校の耐震化は外せない、こういうふうな意気込みでございます。また、新市建設計画の最終年が平成26年でございます。有利な合併特例債を利用して優先的にやっていくということが絶対条件と考えております。そのように今後進めさせていただきたいと、こういうふうと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

石井議長 赤井佐太郎君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決しました。

なお、あす17日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集お願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後5時12分